

す

[通巻第100号] 2017年2月25日発行

ISSN 0916-0671

一般財団法人 住総研

Housing Research
Foundation JUSOKEN

Smile on Housing Forum

通巻第100号

2017
冬

ま

い

ろ

ん



特集 多様な住まい、方支援

焦点

コミュニティ・ワークとしての居住支援 祐成保志 [東京大学]

すまいろんシンポジウム

佐久間裕章 [自立支援センターふるさとの会]

平野覚治 [老人給食協会ふきのとう]

阪井ひとみ [阪井土地開発・おかやま入居支援センター]

論考

川崎直宏 / 金菱清 / 川田菜穂子 / 白川泰之 / 葛西リサ

第5回住総研 清水康雄賞 記念講演記録 北原啓司

連載

私のすまいろん 木村恵美子

ひろば 嶋田洋平

すまいぼん 中島明子

すまい再発見 いしまるあきこ



1976
2009



最

最初に湯西川温泉を訪れたのは、今から40年前。国道121号線を鬼怒川に沿って川治温泉から五十里湖を横目で見ながら平家落人伝説が伝わる湯西川温泉にたどり着く。湯西川を挟んで両側に旅館が建っている。当初湯西川部落は、川の両側に6戸ずつ並ぶ木地師の村だったそう。川の片側には茅葺きの民家、もう一方では近代建築のホテルが並んでいた。私たちは竹箒で巻いた棟のある茅葺きの民宿旅館「旭館」に泊めてもらった。旅館の主人によると築2500年という。その当時主人と息子は近くで温泉を掘っているとの事だった。その後訪ねた時には湯が出たと喜んでいたのである……。

2009年に再度訪ねてみると、茅葺根は穴が空き廃屋の状態だった。1985年第5代の齋藤喜美男村長が「平家の里」という落人民家園を4年の歳月をかけて作り観光力を入れた。四季を通じて「雪のかまくら祭り」、武者行列の「平家大祭」、「竹灯籠の宵祭り」、湯西川に祈りの星と拝して神秘的な青い光を流した「心(しん)かわあかり」のイベントを催し観光客を呼び込んでいく。夏は河鹿も恋を呼ぶ、ゆれる緑の髪を上げて、白い素肌で、よもやま話し、ぬくむ心の夫婦風呂」と湯西川音頭を聞きながら自然の川に沿った温泉宿でゆったり過ごしたいものだ。

①② 民宿旭館外觀と居間。大黒柱、床板は樺。豆腐のおからで磨かれ光り輝いていた(1976) ③ 毎年7月末開催の「心かわあかり」。2500個の電球が湯西川に流される(2013) [表紙] 手前の茅葺き屋根の古民家は旅館清水屋。奥の階段を登ると平家落人蕎麦店(右頁上) 夏休みに湯西川の清掃をする子どもたち。手前右はかつての民宿旭館(右頁下) 雪が3尺積もると雪下ろしが待っていたが、今は金属板で覆われた屋根で助かっているという



多様な住まい方支援

すまいるん●目次

特集

004 焦点

コミュニティ・ワークとしての居住支援 祐成保志「東京大学」

006 すまいるんシンポジウム

多様な住まい方支援

佐久間裕章「自立支援センターふるさと会」／平野覚治「老人給食協力会ふきのとう」／阪井ひとみ「阪井土地開発・おかやま入居支援センター」 司会：祐成保志「東京大学」

022

論考

住宅政策の中のセーフティネットの位置づけ

川崎直宏「株式会社市浦ハウジング&プランニング」

026

制度を飼い慣らす居住の潜在力——時計のいらぬいまちを求めて

金菱清「東北学院大学」

030

多様化する住宅困窮者と居住支援の課題

川田菜穂子「天分大学」

034

「居住」セーフティネット」政策に向けて

白川泰之「東北大学公共政策大学院」

037

母子世帯の住生活を変えるシェア居住という可能性

葛西リサ「大阪市立大学都市研究プラザ」

041

連載 私のすまいるん

Home away from home 第二のわが家 ドナルド・マクドナルド・ハウス

木村恵美子「公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウスチャリティーズジャパン」

044

連載 ひろば

リノベーションまちづくりにおける住まいからの福祉へのアプローチ

嶋田洋平「株式会社らいおん建築事務所」

046

第5回住総研 清水康雄賞記念講演記録

「空間」を「場所」に変えるまち育て 北原啓司「弘前大学大学院」

050

住総研だより

連載 すまいるん

オクタヴィア・ヒル物語——住宅と人との関係性 中島明子「和洋女子大学」

054

連載 すまいるん再発見

中銀カプセルタワービル 45年後のメタボリズム

「しまるあきこ」(しまるあきこ)級建築士事務所

056

編集後記

コミュニティ・ワークとしての居住支援

祐成保志「東京大学 准教授」

住宅セーフティネットの限界

2016～17年は、「住生活基本法」(2006年)と「住宅セーフティネット法」(2007年)の施行から10年の節目にあたる。新たな住生活基本計画が始まり、住宅セーフティネット法にもとづく「居住支援協議会」の設立が進められている。

現行の住生活基本計画は、つぎのような目標を掲げる——「若年・子育て世帯や高齢者が安心して暮らすことができる住生活の実現」「既存住宅の流通と空き家の利活用を促進し、住宅ストック活用型市場への転換を加速」「住生活を支え、強い経済を実現する担い手としての住生活産業を活性化」。ここでは、「住宅は商品である」という考え方が強く打ち出されている。産業を育成し、品質を向上させ、市場の整備を図ることが政府の役割だという、はつきりした姿勢を読み取ることができる。

たしかに、住宅には他の商品と同列に扱える面がある。商品(あるいは製品)として安全性を高め、流通を合理化することで解決する問題も多い。ただし、住宅が商品であるということは、リスクが高いとみなされれば、売り渋りや貸し渋りにあうということでもある。優良な借り手とは、要するに「行動が予測しやすい人」である。市場では「購買力」や「信用力」の大小によって、どんな住宅を得られるかが決まる。

一方、公営住宅と住宅扶助は、市場とは異なる原理にもとづく。公営住宅は、「必要度」や「困窮度」が大きい人に優先的に住宅を割り当てる。住宅扶助は、生活保護を受けている人に家賃相当額を給付する。どちら

も市場で住宅を手に入れない人にとって欠かせない仕組みであり、公的な住宅セーフティネットの基本であることは言うまでもない。むしろ、市場原理が貫徹すればするほど、そこから脱落する人が増えて、セーフティネットの役割が大きくなる。この意味で、両者は表裏一体の関係にあると言えるだろう。

とはいえ、公営住宅の建設は停滞したままであり、住宅扶助の受給には高いハードルがある。そこで住宅セーフティネット法は、市場で不利な立場にある人々を民間賃貸住宅で受け止め、公的なセーフティネットを補充しようとする。じつさい、民間賃貸住宅には多くの空き家がある。その一方で、生活に困っているのに公営住宅に入居できない人がいる。両者をうまくつなぐことができれば一挙両得だ。とはいえ、借り手にたいする公的家賃補助や、貸し手にたいする助成金といった手段がなければ、実質をともなつた仕組みにならないとの声も根強い。

住まいを支える多様な手段の構築へ

本号の「多様な住まい方支援」というテーマには、こうした住宅セーフティネットに関する論議を視野に入れつつも、もうすこし論点を広げたいという意図を込めている。住まいを支えるための手段は、公営住宅のような「ハード」と、住宅扶助のような「お金」につきるわけではない。各地ではじまった居住支援の取り組みは、「サービス」というもうひとつの大事な柱があることを示唆している。

なぜサービスかといえば、住まいが、数え切れない「セルフサービス」によって成り立っているからである。介護や看護とも重なりつつ、しかもっとすそ野の広い柔軟で小さな支援によって、居住にかかわるリスクを軽減できる。ニーズと資源についての情報を共有したり、空間と人の関係を調整したりすることが、住まいの安定につながるだろう。

住宅セーフティネット法には「住宅確保要配慮者」という概念が登場する。具体的には高齢者や障がいを持つ人のことを指す。しかし、固定された属性を対象を区分するアプローチでは、住まいに関わる不定型で即時的なニーズへの対応は難しい。本来、必要なサービスを必要なきに入手できない状態であれば、誰であれ支援の対象となるはずだ。そして、支援する側とされる側がはっきり区別されないのも住まいの特徴である。私たちはすでに何らかの形で住まい方の支援に関わっている。

さて、住宅と介護施設や入院棟の大きな違いは、自治という原則と近隣関係の重みである。隣人は売り手でも貸し手でもないが、住まいに大きな影響を与える。ある公営住宅で聞き取り調査をしていたとき、住民の一人(仮にAさんとしておこう)が、つぎのように語った。「公営住宅の管理者と住民との協議の場で」入居する方の面接をさせてほしいって言ったんですよ」。そして、「自治会運営に協力していただける人だったらハンコを押しますけど、嫌だっけ言うんだっけ入らせて欲しくないって、私はっきり言ったんですよ」とつぶけた。調査を進めると、同じような意見をもつ人が他にもいることが分かった。

公営住宅の入居のときに、隣人や自治会の同意を条件にするという話は聞いたことがない。自治会の役員や民生委員を長くつとめたAさん自身、それが荒唐無稽な要望だということは十分に承知していた。それでもなお、そうした提案を持ち出したのは、彼(女)らに、地域を自分たちで管理し、運営しているという自負があるからだろう。そして、新しい隣人にも参加してほしいと願っているからに他ならない。

住まいをつくるセルフサービスは、集団的に行なわれるものでもある。しかし、自分たちで住まいを守るといふ誇りは、排除につながる危険をも含んでいる。住まい方の支援には、隣り合って暮らす人々の関係の調整という困難な作業がともなう。それは、たんなるトラブルの処理にとどまらない。支え合いということに對する支援である。このような仕事のことを「コミュニティ・ワーク」と呼びたい。

ルーフとルーツ

本号では、住まい方を支援する多様なサービスについて、その受け手であり担い手である「人」、そして、住まいを成り立たせる場としての「コミュニティ」に焦点をあわせて議論を深めることを目指した。シンポジウムでは、実践のなから支援のニーズをとらえ、現場に即した方法を構築してこられた方々に登壇いただいた、論考ではさまざまな切り口から現状分析と問題提起をお願いした。

住宅は単なる商品ではない。住宅と人との間には、他の商品とは違った関係が生じる。それは、住宅がたんなる「ルーフ」(雨露を防ぐ屋根)にとどまらず、「ルーツ」(社会に根を張って生きるための媒介)をもたらすからである。その喪失が与えるダメージは計り知れない。住まいにはどこか割り切れなさがつきまとう。本号が、そのなかにひそむ創発や革新の種を見つけ出す手がかりになれば幸いである。

祐成保志(すけなり やすし)

1974年大阪府生まれ。2005年東京大学大学院人文社会系研究科博士課程修了。博士(社会学)。信州大学文学部准教授などを経て、2012年東京大学大学院人文社会系研究科准教授。専門分野は文化社会学、社会調査史。

【主な著書】『住宅の歴史社会学』(新曜社)、『分断社会・日本』(共著/岩波書店)など。訳書に、『ハウジングと福祉国家』(ジム・ケメニー著/新曜社)。

多様な住まい方支援

2016年11月9日 於アーツ千代田3331

司会 祐成保志 「東京大学 准教授」

講演 佐久間裕章 「自立支援センターふるさとの会 代表理事」

平野覚治 「老人給食協力会ふきのとう 代表」

阪井ひとみ 「阪井土地開発 代表取締役・おかやま人居支援センター 理事」

【講演1】

支援付き地域をつくる

佐久間裕章「自立支援センターふるさとの会 代表理事」

炊き出しから、居住支援へ

ふるさとの会は、東京の東・山谷^{さんや}という日雇い労働者のまちで、ホームレス支援からはじまった団体です。当初は、公園で生活困窮者に向けて炊き出しをしていましたが、炊き出しのよくな応急援助だけでは社会的な自立への問題解決には繋がらないと思い、1999年に法人格を取得し、無料低額宿泊所「ふるさと千束館」を始めたのが居住支援の第一歩となりました。路上から、いきなりアパートに生活の場を交えるというのはなかなか難しいことで、まずはこの宿泊所に入って、病院などに通ったりしながら地域に入っていくというイメージです。また、地域に入った後も孤立しないように、サロンのような居場所をつくり、そこで仲間をつくり、食事を当番制でつくるといったようなアフター

ケアもしています。

現在、都内に事業所が33か所。私を含めて従業員は289名（常勤67名、非常勤222名）、年間事業規模は約10億4700万円（平成26年度）で運営しています。また、いくつか事業目的に応じて法人格を複数展開し、現在は、約1200名の方を支援しています。

利用者像からみる喫緊の課題

私たちの利用者は、身寄りが無い低所得の方がほとんどです。そうした方々が、いま高齢化を迎えており、認知症や癌になるような方も増えてきています。

実際に利用者の内訳「図1」をみてみると、全体で1183名の利用者（2016年4月時点のうち、65歳以上の方が56.6%。そのなかでも70代以上の方が42.9名で約4割います。これを疾病や属性別にみると、約25%の方が要介護認定を受けています。また最近は、認知症や癌の方が100名近くいて、単に高齢化というだけではなく、精神障害や知的障害、認知症、癌のいずれかを抱えているような方（四



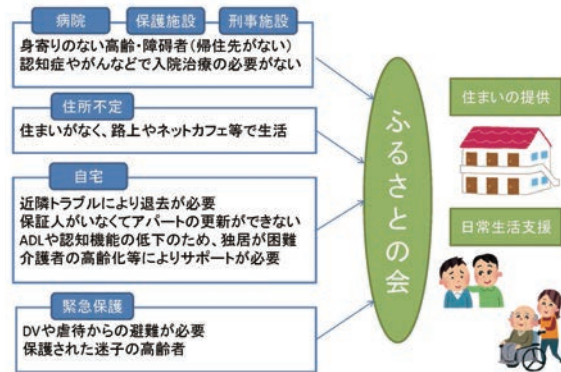
シンポジウム風景

現在の支援対象者 四重苦*を抱える人 85人(2016年4月現在)

全体 1183		独居 796		共居 387	
30代以下	76	30代以下	45	30代以下	31
40代	98	40代	70	40代	28
50代	172	50代	122	50代	50
60代	408	60代	284	60代	124
70代以上	429	70代以上	275	70代以上	154
65歳以上		65歳以上		65歳以上	
670人 56.6%		450人 56.5%		220人 56.8%	
3障害・認知症・癌					
身体障害	101	身体障害	39	身体障害	62
知的障害	54	知的障害	21	知的障害	33
精神障害	221	精神障害	133	精神障害	88
認知症	96	認知症	26	認知症	70
がん	42	がん	27	がん	15
HIV	6	HIV	1	HIV	5
要介護	276	要介護	120	要介護	156
述べ 796人		述べ 367人		述べ 429人	

*四重苦とは、要介護高齢(65歳以上)でかつ精神障害、知的障害、認知症、がんのいずれかを抱えている状態を指します。平成23年10月までの統計では、高齢(60歳以上)で要介護、精神障害、知的障害、がんのいずれかを抱える状態としていました。

〔図1〕ふるさとの会支援対象者の調査



〔図2〕ふるさとの会の利用者像

生活支援事業の構成

ふるさとの会は、四つの重ね餅をイメージしています〔図3〕。まず「住まい」の提供からはじまります。社会的入院で病院を転々としている方は、戻ってくる場所がありません。そこでまず、住める場所をつくりました。しかし、箱としての「住まい」を提供するだけでは生活は成り立ちませんので、障害や困難を抱えている方は、「生



〔図3〕支援の構造と雇用創出

重苦)の支援対象者が増えています。「共居」(図右)は、施設や宿泊所など24時間職員がいてケアが提供できるような共同居住の場で、ここに全体の約35%が入居しています。もともと年齢層が高く、介護を受けている人の率が約7割(65歳以上220名)と極めて高い。また、「独居」(図中)は、70代以上が約3割、60代もあわせると、全体の6割5分と、多くの利用者が地域のアパートや在宅で一人暮らしを

しています。私たちの喫緊の課題は、この独居の方をどうすれば地域で支えていく仕組みができるかという事です。認知症になり、ボヤを出してしまつて、大家さんから「次の更新は無理ですよ」と言われているような方が常時何人かいらっしゃいます。共同居住が空いていれば対応できますが、実際にはなかなか空きがありません。また、現在入所されている方のほとんどが、福祉事務所からの紹介です。その際に一番多いのが「病院」からの入居です(全体の35%)。身寄りのない在宅独居で、一人では暮らせなくなると、療養型の病院が介護施設がわりのように使われてきました。病院を3〜6か月で転々と

する社会的入院の方は、地域に戻りたくても、家族、もしくは家族のようなかたちでその人をサポートしたり、見守りしてくれる存在がなければ、住まいとしての箱を保証されても戻るに「戻れない」という事情があるんです。また最近では、長年地域で暮らし、年金をもらっているけれども、蓄えが乏しくなってきたり、働けなくなつたなど、さまざまな理由で生活保護申請をして入ってくるという方も増えていいます。私たちはもともとホームレス支援で、居所を失った人を支援するところから活動が始まったわけですが、こうした方の入所が増えているというのも近年のひとつの傾向だと思います。



佐久間裕章（さくま・ひろあき）
特定非営利活動法人 自立支援センターふるさとの会 代表理事
1971年生まれ。北海道立北広島高校、立命館大学卒業。
株式会社臨川書店を経て、
1999（平成11）年 自立支援センターふるさとの会 事務局長として入職。
ふるさとの会理事および有限会社ひまわり取締役を兼任。
2008（平成20）年 4月1日より代表理事に就任。

「活支援」が必要になります。食事の提供や、服薬のサポートなど、その方が地域で日常生活ができるようなサポートをしていきます。

次に、職員から利用者に一方的なサービスを提供するだけでなく、利用者同士が助け合ったり声をかけあったりする「仲間づくり」や、また近年は、「看取り」も増えてきており、癌で余命宣告された方など、これまで10名ほど看取りをしてきました。

「仲間づくり」に関して言うと、ふるさとの会には、最大規模（定員80名）の自立援助ホーム「ふるさとホテル三晃」から、戸建を活用した小規模の共同居住など、さまざまな共同居住の場があります。家族でもない知らない人同士がひとつ屋根の下で暮らすようになると、当然トラブルも日常におきます。私たちは、そのトラブルを契機に、お互いが助け合う土壌づくりにもっとも力を入れていきます。

この間もある施設で、「洗濯機ミーティング」を行いました。これは、共同洗濯機に洗濯物が入れ放しで次の利用者が使えず、「誰なんだ！」というクレームから始まったミーティングで

した。実は、認知障害の方が洗濯機を回していたことを忘れてしまうことが原因で、リビングに集まって話をしていると、その方が「ごめんね、最近すぐに忘れてしまうんだ」と話しはじめ、クレームをつけた人も、「なんだそういう理由があったのか」と、お互いが理解するようになるんです。じゃあ、この人が洗濯機をうまく使うためにはどうしたらいいか、みんなで話し合いを始めます。

この時は、車椅子の利用者の方が、「僕が気づいたら声掛けしますよ」と、提案してくれました。共同住宅のなかには、さまざまな障害をもった人がいます。生活のなかでお互いの得意不得意を補いながら、課題を役割関係に再編する、それを普段の話し合いのなかで繰り返していくことで関係ができていくのだと思います。私たちはこれを「互助づくり」として丁寧に行っていると思います。

支援を受ける人が、支援をする側にまわる
こうして活動を展開していくなかで、雇用の創出にも繋がりました。従業員289名のうち

115名が生活保護を受給していたり、かつて路上生活を経験していたような方です。

トイレや風呂場など施設内の掃除、毎食の配膳や食器洗いなどの繁忙時間は、多くの人手が必要となります。そこで私たちは、利用者を雇用することを考えました。ふるさとの会の利用者は高齢の方だけではありません。若くても精神障害や知的障害があるために週5日フルタイムで働くことは難しい方も多くいます。そういう方たちは、働く意欲や能力があっても、なかなか働く場所を見つけることが難しかったりするので。だったらそれをマッチングさせようと、利用者が支援する側となって働いてもらう「ケア付き就労プログラム」を行っています。

このプログラムは、一般就労として、最低賃金（910円/時以上）での雇用契約を結んでいます。また、ケア付き就労プログラムで勤務する非常勤職員に対して、2か月に1回ほど受ける「ケア基礎研修」を行い、法人内のケア検定・昇級制度を設けています。3級からはじめて、1級にもなるとエリアマネージメントの視点で、地域資源のなかでの職能にも関与していくようになります。

空家を資源にした不動産事業で、支援付き地域をつくる

台東地域（山谷地区）における支援状況【図4】をみると、ふるさとの会の事業所のすぐそばに、



〔図4〕台東区における支援状況

かなり密集するようなかたちで独居の利用者が暮らしているのがわかります。単に施設を増やしていただくのではなく、地域を面的にサポートしていくことで、「支援付き地域づくり」を指しています。

たとえば、一昨年から株式会社ふるさとで不動産の仲介業も始めています。やはり80歳くらいの方が不動産屋に行つて部屋を借りたいといつても、だいたひ断られてしまうんです。そのときに、株式会社ふるさとが家賃保証（賃料および原状回復費用の保証）を行い、さらには最低でも月一回借主を訪問、生活サポートを行うこ



〔図5〕あき荘（自立援助ホーム／定員18名）

とで、安定した賃貸経営のサポートが可能になります。こうした賃貸借保証事業で、現在までに約500名の入居をサポートしてきました。

このようにして地域の不動産屋や大家さんとネットワークができてくると、空き部屋が増えて困っている大家さんから、「何か使い道がないか？」と話をもちかけてくれることもありまふ。たとえば、墨田にある「あき荘」「図5」は、新築の自立援助ホームです。これはもともと、かなり古いアパートで、入居者が歯抜けになつて困っていたオーナーさんから、地元でつきあひのある不動産屋を通じて「建て直したいが、何か良い使い勝手はないか」と相談があつた物件でした。私たちは、ふるさととの会のために建て直してくれたら、一棟借りリースすることを提案して、初めて実現した事例です。

また最近、空家を資源にした不動産事業もはじめています。墨田区京島に「せせらぎ館」という定員38名の共同居住があるのですが、こを、東京都が補助金を出すので個室化して欲

しいと要望されました。個室化はいいことですが、それにより定員が25名に減つてしまうのです。私たちは13名の方に「あなたとあなたは出ていってください」なんてとても言えません。そこで考えたのが、「せせらぎ館」の近くの空家を活用することでした。

まず、近くの商店街（キラキラ橋商店街）に、空き店舗を活用してサロンをつくりました。さらにその周辺の空き家をいくつか借り上げて、13名の利用者が3〜4人ずつ共同で暮らせるようなものをつくつてみようと考えました。新たに支援付きアパートにした一軒家は、もともとかなりくたびれたものでした。実はこの大家さんも、借り手が見つからず、手の施しようがなく困っていましたので、私たちが一棟借りするという約束で、玄関と水廻りを新設して、4戸のアパートに改装してもらいました。

このように、地域包括ケアで高齢者が地域で暮らせるようになるためには、地元の大家さんにプレーヤーになつてもらふことも必要です。借主の認知症や孤独死などが心配で、入居制限をかけるのは仕方ないことだと思います。もしも、その部分をふるさととの会でサポートすることができれば、高齢の方が安心して暮らせる地域づくりや、宿泊所や病院で長期滞在になつていられる方も地域に入って生活することができるようではないか。そうした提案を私たちは少しずつはじめています。

食からはじまる コミュニティ・デザイン 平野覚治「老人給食協力会ふきのとう」代表

食を中心としたふきのとうの活動

私たちには、「社会福祉法人ふきのとう」と、「老人給食協力会ふきのとう」という2団体があります。1983年の発足で、高齢者が在宅で暮らし続けるための「食」を中心とした生活支援サービス提供団体として活動しています。

「老人給食協力会ふきのとう」はボランティアベースで、食事サービスを中心に、さまざまな活動を行っています。はじめは、在宅で暮らし続ける方をサポートするために会食会〔図1〕をはじめました。そのうち会食会に来られない方のための配食サービス〔図2〕を始め、いまはホームヘルプ事業として、家事援助や病院の付き添い〔図3〕なども行っています。

配食サービスについては、行政独自の制度もありますが、独居であることや、年齢規制もあつたためサービスを受けられない人も出てきます。わたしたちの場合は制限なく、必要とする方が、私どもができる範囲で配食を行います。また、調理ができないから配食が必要になるのではないかという話から、調理ができる方には調理を教える「男性料理教室」〔図4〕を始め

たのが、いまから18年前になります。初級編でお米を研ぐところからはじめて、煮物をつくったり、シーフードカレーをつくったり、旬の食事の作り方を学びます。さらにそこを卒業した方が、スキルアップの食事講座を行うという仕組みができていて、これを通じて男性のボランティア会員も徐々に増えています。

一方、「社会福祉法人ふきのとう」は、当初、世田谷区が運営しているデイサービスセンターの運営委託（受託）を行っていました。現在は、通所介護施設を3か所（デイホーム赤堤、デイホーム桜丘、ふきのとうデイホーム）。さらに居宅介護支援事業所と、サービス付き高齢者向け住宅、地域包括支援センターの受託運営をしています。

利用者と提供者が循環する地域の助け合い

「老人給食協力会ふきのとう」には、配食サービスボランティアが約70名います。ボランティアと職員とで、昼食と夕食の調理から配達まで週5日、1日約100食を利用者の家まで届けています。ほかのボランティアを合わせると、ボランティア会員の登録は合計で約250名、ボランティアの平均年齢は、いま70歳を超えていると思います。70代後半になつてもみなさん元気で活動されていて、なかには80歳の方もいます。一方、利用者は、84〜85歳が中心となります。こうなつてくると、いまは利用者と提供者が二分されるのではなく、相互に行き交う



〔図1〕会食会



〔図3〕ホームヘルプ：家事援助・通院の付き添い



〔図2〕毎日型配食サービス



〔図4〕男性料理教室

ものになってきています。たとえば、ボランティアの人が転んで手の骨を折ったとします。するとその方が、翌週から配食サービスを希望されるようになります。怪我が治つたら、またボランティアに復帰しますが、それでも週に一度は配食サービスを頼んだりする。つまり、利用者として担い手が循環しながら、地域の助け合い組織として機能しているのです。こうして、今年で活動34年目を迎えました。

ふきのとうのはじまり

実は、「ふきのとう」は、老人福祉ではじまっ

た団体ではありませんでした。

1970年代に、現・世田谷区桜丘区民センターが建っている敷地が、当時はまだ建築予定地の空地で、ここを大村慶一・大村璋子夫妻が廃材を使って小屋をつくったりする「冒険遊び場」をつくろうと、世田谷区に掛け合って貸りた場所がありました。この場所で、近隣小学校のPTAの保護者が催した子ども会活動が、いまのふきのとうのきっかけとなっています。

当時中心となっていたのが、ふきのとうの初代代表・平野眞佐子さんです〔図5：写真中央〕。

この活動には多くの子どもたちが集まりました。当時は、お母さん方がリアカーをひきながら、古新聞や古着を集めて、それを活動資金にしていました。しかし、昔からここに住んでいる古くからの住民には、こうした新しくこの地域に住み始めた若いお母さんたちの活動を冷や



〔図5〕「冒険遊び場」廃品回収にて話し合うお母さんたち

やかに見ている方もいました。そこで彼女たちは、「母親と子どもだけじゃなく、男を混ぜなきゃいけないんじゃないか、地域の他のコミュニティを巻き込まなくてはいけないんじゃないか」と考えました。冒険遊び場は煮炊きもできる場になっていきますので、パンを焼いたり、カレーなどを食べる活動に取り組みました。そうすると男性も集まってくるようになったんです。この時にふきのとうが覚えたのは、「食事は地域をつなぐ」ということでした。

さらに、この広場は区民センターの建築が決まっていたのですが、保護者会のお母さんたちは、「区民センターになんとか広場を残してほしい」と、近隣に署名を求めて周りました。このときに、始めて地域の状況を知ることになるので。なぜこんな場所にアパートがあるのか、なぜ公団の3階に足の悪い高齢者が住んでいるのか、なぜこの人は、ぼつり一人でここに住んでいるのか。この署名をきっかけに気がついたのは、「地域は子どもたちのためだけじゃなく、高齢者のためにもあるんだ」ということ。そのときに、「食事」を通じて高齢者の方と出会うことができるんじゃないかと考えました。

いまも状況は変わりませんが、子育て世代の赤ちゃんとお母さんが、あるいは、親が夜まで働いている子どもが自宅で孤立しています。あるいは、要介護となった高齢者が自宅で孤立しています。こうしたすべての問題を家族だけで

抱えるのではなく、みんなが出会って少しずつ共有する場をつくろうと、世田谷区の基本計画に対して、「会食会」を地域から提言しました。そうしてはじまったのが、「ふきのとう」の活動です。そのときの合言葉が、「地域は一つの家族」でした。

この会食会は、11人のボランティアと13名の利用者ではじまりました。桜丘4丁目にあった旧日赤子どもの家跡地を区から貸り、鍋釜を持ち寄って毎週金曜日に会食会を始めました（1983年4月）。その頃はまだ全国的に高齢者の会食会は少なかったもので、ずいぶんメディアの取材も入り、ボランティアも一気に増えました。しかし、基本的に「地域の問題は、地域の人たちが解決しなければならぬ」という理念をもとに、参加するボランティアの人たちが住んでいる地域の問題を自らが解決をしていかなければならないと考えました。

そこでボランティアの方が、それぞれ住んでいるエリアで区民センターや地区会館ができるときには、「厨房をつくってください」と、それぞれが声を掛け合うように働きかけました。以来、世田谷区にできた区民センターや公民館には厨房（調理室）がついています。そこに地域のボランティアが集まって、それぞれの地域で会食会を開き、少しずつ支部を広げ、いまは世田谷区に10か所ほどの拠点ができています。



平野寛治(ひらの・かくじ)
老人給食協力会(ふきのとう) 代表 一般社団法人全国老人給食協力会 専務理事
1991年、全国老人給食協力会(ミールズ・オン・ホイールズ日本協会)事務局長。1996年
社会福祉法人ふきのとうの会理事、評議員、デイホーム赤堤施設長。2004年老人給食協
会ふきのとう代表。社会福祉法人ふきのとうの会理事長。2010年日本応用老年学会理事。
2011年(社)ユニバーサル志縁社会創造センター常務理事。2013年(社)全国老人給食協
会専務理事。2015年 東京都社会福祉協議会在宅サービス部役員。2016年(平成28年度
〜)「広がれ、こども食堂の輪」実行委員会副代表、愛知県長久手市「協議体形成に向けた意見交
換会(アドバイザー支援)

食事サービスのさまざまな役割

わたしたちの食事サービスのニーズはさまざま
まなとところにあります。まず食料品の店が近く
にないところが町なかでも案外多くあり
ます。後期高齢になってきて運転に自信がなくな
ったとたんに、食料品が買えないとか、団地
の上階に住んでいたり、坂が急な地域は、食料
品の運搬だけでもひと苦労です。

それから、いまは世田谷区の平均一世帯人数
が2.1人と独居が多く、風邪をひいただけで
も在宅が成り立たなくなるケースもあります。
つまり、食事が必要とするパターンは、かわい
そうなお年寄りに限らず、何らかの障害でい
も簡単にその対象になってしまうのです。
さらに、調理する気、食べる気にならないと
いうのも結構大きな問題です。一人暮らしで、
大根一本を買って消費するのに3〜4日大根ば
かり食べるようになったりすると、食べる気
なくします。また、案外みなさんやっていない
のが口腔ケアで、食べ物を呑み込めないとい
う方も結構多くいらっしゃいます。こういう外的
な要因は、なぜ食べられないのか、当人がわか

ていない、あるいは自身だけでは解決できない
ことが多いのです。

それから、家でテレビを見ている高齢者が多
く、一日中誰とも話をしない人が多くいますの
で、「元氣ですか?」と、誰かが声をかけてく
れるのも配食サービスの役割のひとつです。ま
た、地域防災としての役割もあります。いま独
居の高齢者がとても多く、もし火災があったと
きに逃げられるか。あるいは、行政から各自治
体で高齢者の見守りを任されても、個人情報
の問題もあって、誰がどこに、どういう状態
でいるのかわかりません。配食サービスによ
って、独居の方の状況を把握できるのも、ひ
とつの役割になってきます。

私は、阪神大震災のときに障害者の在宅安否
確認をとるお手伝いをしたことがあります
が、震災直後は市役所の機能がパンクしてい
ますし、障害者リストがあっても、誰がどこに
住んでいるかわからないです。日頃から地域
の中で何らかの活動に参加していなければ、ど
こにも引つかからない人が出てきてしまいま
す。また、マンションの玄関のセキュリティの問

題もあります。配食サービスのあいだでも、在
宅で亡くなっていたり、倒れていたたりするこ
も少なからずあります。そのときに、扉が開か
ないと、どうしようもできません。まだ、自分
で商品を買える状態ならいいんですが、買えな
くなってきたときにどうするか。

また新たな課題としては、単身高齢者の低栄
養の問題があります。配食サービス等を利用し
ている方を対象にしたアンケートによると、男
性の34%、女性のおよそ40%が低栄養であるこ
とがわかりました。また、ここ6か月で2〜3
kg以上の体重減少があった方(低栄養の恐れあり)
を含めると、7割方の高齢者が該当する結
果になりました「図6」。これは、要介護度別
にみても、自立要支援1・2〜要介護1・2くら
いまでの約6割の方の栄養状態が非常によく
ないという調査結果があります。これをどう防
ぐか、これからの地域での新たな課題になっ
てくると思います。

単身高齢者の低栄養化はスパイラル的にどん
どん悪くなってきています。食べないから外出
しない、あるいは外出しなから食べない。いわ
ゆる虚弱高齢者がいまの在宅高齢者像なん
です。これに対して介護や医療のスペックを高
めるだけではなく、地域に出ていく仕組みが必
要となってくると思います。そのときに、地域の
会食会のようなものが機能してくるのだと思
います。

栄養評価 (MSA-SF) の結果					
	低栄養	低栄養のおそれあり	低栄養、おそれあり計	栄養状態良好	計
男性 (人)	126	135	261	108	369
	34.1%	36.6%	70.7%	29.3%	100%
女性 (人)	230	200	430	152	582
	39.5%	34.4%	73.9%	26.1%	100%
計	356	335	691	260	951
	37.4%	35.2%	72.7%	27.3%	100%

出典：平成25(2013)年3月独立行政法人国立健康・栄養研究所(地域高齢者の食生活支援の質及び体制に関する調査研究事業)：7県140事業者からアンケート調査を実施。対象者は配食利用者2,018名、二次予防事業参加者1,298名

- ・18.5kg/m²未満のやせの者が配食利用者で21.5%
この6か月で2～3kg以上の体重減少のあった者は全体で15.9%
- ・食事が強度または中程度に減少した者が24.9%。食事療法が必要な者が31.0%
- ・低栄養予防や栄養改善等の介入が必要と思われる者がどの指標から見ても3割程度みられ、食支援において低栄養予防や栄養改善の機能の必要性も認められた。

〔図6〕配食利用者および二次予防事業参加者の栄養状態

多世代が集う共生型居場所づくり

27年度に介護保険制度が改正されて、要支援、いわゆる虚弱気味な高齢者の方のサポートを各自治体が主導する地域支援事業のなかで実施するようにという方針がとられました。

私が着目しているのは、「通所型サービスB(住民主体による支援)」いわゆる住民支援によるデイサービスのような拠点の運営費に対して補助がつくようになるというものと、もう一つは、一般介護予防事業の「地域介護予防活動支援事業(通いの場関係)」というものです〔図7〕。この通いの場には、要介護になった高齢者だけでなく障害者や子どもも加わる事ができる共生型

事業	介護予防・生活支援サービス事業	一般介護予防事業
サービス種別	通所型サービスB(住民主体による支援)	地域介護予防活動支援事業(通いの場関係)
サービス内容	住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場づくり ・体操、運動等の活動 ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり ・定期的な交流会、サロン ・会食等	介護予防に資する住民運営の通いの場づくり ・体操、運動等の活動 ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり ・交流会、サロン等
対象者とサービス提供の考え方	要支援者等	主に日常生活に支障のない者であって、通いの場に行くことにより介護予防が見込まれるケース
実施方法	運営費補助/その他補助や助成	委託/運営費補助/その他補助や助成
市町村の負担方法	運営のための事業経費を補助/家賃、光熱水費、年定額 等	人数等に応じて月・年ごとの包括払い/運営のための間接経費を補助/家賃、光熱水費、年定額 等
ケアマネジメント	あり	なし
利用者負担額	サービス提供主体が設定(補助の条件で、市町村が設定することも可)	市町村が適切に設定(補助の場合はサービス提供主体が設定することも可)
サービス提供者(例)	ボランティア主体	地域住民主体
備考	*食事代などの実費は報酬の対象外(利用者負担) *一般介護予防事業等で行うサロンと異なり、要支援者等を中心に定期的な利用が可能な形態を想定 *通いの場には、障害者や子ども、要支援者以外の高齢者なども加わることができる。(共生型)	*食事代などの実費は報酬の対象外(利用者負担) *通いの場には、 障害者や子どもなども加わることができる。(共生型)

〔図7〕「通所型サービスB」と「地域介護予防活動支援事業」の比較

であるということ、そこに市町村が独自に家賃補助などができるような仕組みになっています。

老人給食のなかでも、ボランティアがかなり高齢化し、また対象の方も高齢化しています。一方で、地域課題に関心をもつ、福祉に関心をもつ若い世代が減っています。これをどう増やせばいいのかというのが、これからの課題になっています。

いま、私たちが考えているのは、全国的に広がっている「子ども食堂」の方々と連携することで、子どもの安全な居場所づくりや学習支援と食事支援の活動を、地域のなかに定着させるということ。

いま、「子ども食堂」の方々と一緒に、多世代型の共生の居場所づくりを呼びかける全国ツアーを組み、47都道府県で「食」を基盤とする居場所づくりを推進しています。地域のなかに、こうした会話の場ができることで当事者意識が増し、子どもからお年寄りまでいろんな人が集うことにより相互理解が進みます。

地域活動、コミュニティを活性化させるためにはやっぱり「人」なんです。この「人」を発掘する場が必要になります。そして、さらにその場を一步飛び出して、買物支援、食事支援、送迎や、配食サービスなど、ひとつのコミュニティセンターの活動から地域に対してサービスしていくような場所づくりの提案も行っています。

最近全国的に、地域で居場所を中心にした支援が広がっています。個人の自宅を開放したり、公民館を使ってみたり。こういう居場所に気づいた方が増えていくと、コミュニティ参加型の仕組みが増えていくのではないかと思います。また、こういう活動には資格がいりません。これらの活動をこれからどういう人たちが担っていくのかというの、これからの課題になってきているように思います。

地域で暮らす——人として生きる

阪井ひとみ【阪井土地開発株式会社 代表取締役・おかやま人居支援センター 理事】

精神障がい者の住まいとの関わり

私が今のような活動をはじめたのは、約20年ほど前になります。ある方を通じて、社会で暮らす精神障がいの方の住環境を目の当たりにしたことがきっかけでした。この方に、どうにか部屋を貸してあげたいというところから、精神の病気の方と関わるようになりました。

そのころ、Aさんが住んでいた部屋はひどいものでした。雨漏りで壁には雨染みが垂れていて、お風呂は水が抜けずボウフラが湧くような部屋でした。これを見たときに私は、「なんで、この部屋に我慢して住んでいるの?」と疑問に思いました。

しかし、今だにこの入居者は、新しい家に移り住もうとはしてくれません。なぜか。それは昔ようやく探して入れた部屋だからです。

「この部屋を追われると、次に入れる部屋がないんじゃないか。雨漏りしてもいいから、どうしてもここに住まないといけない」と思っているのです。

みなさんは、住所がないことがどれだけ大変なことかご存知でしょうか? みなさんは住所

がないことで差別を受けたことはないと思います。一週間でかまいません、住所を書かない生活してみてください。私はひと月やってみました。そのときに、どれだけみなさんから罵声をいただいたことか。住所がないと、まず支援が受けられません。生活保護も、年金も受けられないんです。この入居者は、部屋が見つからなかった昔の苦しさを想い出し、いまだに新しい家に移ってもらうことができないのです。

また、ある部屋に住むおじいさんは、たまたま借金の保証人になってしまったことで、家を失い生きる希望を失ってしまいました。セルフネグレクトによって、水も飲まず、そのまま死にたいという方でした。私が発見してすぐに病院に連れていきましたが、その数日後に亡くなりました。

また、ある女性は、足が悪い状態で部屋を探しました。それなのに、この方は2階の部屋に住んだのです。自力で外出することができません。週に2回移動支援を利用して、部屋を出ることができたのです。デイサービスに向かう時も、スタッフがこの方を背中へ背負って階段を降りていきます。この人が転んでしまったらどうでしょう。ふたりとも真つ逆さまでです。

このように、家があっても、その家がちゃんとその人のために使われているのか、不動産を扱うものとして、私はずっと疑問に思いながら20年間活動を続けています。

住宅確保要配慮者を受け入れるアパート

私は、精神障がいの方が入居するお部屋について、何度も大家さんのところにいつて話をしました。ようやく借りた部屋も、入居者が入院すると、なぜか一方的に家が解約されてしまうのです。どうしてか。

生活保護などを受けている方が入院をすると、まずワーカーさんが大家さんに「〇〇さん入院したけど、大家さんどうしますか?」と聞きます。すると、大家さんはまず、「来月から家賃はどうなるんだろう?」と考えますよね。でも住宅扶助は入院中6か月は支給されるんです。ワーカーさんから「6か月間は入院していても大丈夫ですよ」と、ひと言あれば、きつとこの解約はなかったと思います。でも、ワーカーさんは、そのことを伝えず、大家さんはやはり不安になり、解約をしてしまいました。

私が何度部屋を探しても、ワーカーさんが「入居者が入院した」という言葉を伝えると、どの大家さんも賃貸契約を切ってしまうました。入居者の家財道具は処分され、退院後に帰る家はありません。そのために入院を拒む精神障がいの方は、悪化するのを承知で入院を我慢し、結局は長期入院になってしまふなどの悪循環に陥ってしまっているのです。

私はなんとか身をもってそのことを大家さんに知らせなければいけないという想いから、築28年7階建て54戸のアパート「サクラソウ」を

購入して、ここを精神障がい者や、社会的弱者（住宅確保要配慮者）を対象に受け入れるアパートにしました。

このアパートに入居される方は、保証人がない方もたくさんいます。そういう方は、私も所属している「NPOおかやま入居支援センター」が保証人になります。この組織は、弁護士や医師、司法書士、社会福祉士、行政書士、精神保健福祉士、宅地建物取引士、行政などさまざまな分野の専門家が連携して高齢者・障がい者など社会的弱者（住宅確保要配慮者）を支えるネットワークです。その人にあつた生活のコーディネーターとなり、入居を支援する仕組みで、2008年の立ち上げ以来およそ180人の方の生活支援に関わってきました。

「サクラソウ」は、ごく普通のアパートで、何も特別なところではありません。家賃は、3万7千円で、これは岡山の生活保護の上限基準です。アパートに入りた方が来られたら、まず、これからどういう人に関わってもらいながら生活をしていけばいいのか、いま自分は誰と繋がっているのかなど、自分の生活のことについて用紙に記入してもらいます。この紙は本人の命の紙にもなります。入居後この紙を部屋の冷蔵庫やドアの室内側などに貼っておけば、緊急時には救急隊がこの用紙をみて、その人の病気に応じた病院へとつなげてくれます。この紙が一枚あるだけで、病院をたらいまわしにな

ることもないんです。

私は、精神の障がいがあるということをお伝えただけで入居させてもらえないなんて、そんな理不尽なことがあるんだろうか？ ずっとそれが疑問でした。大家さんに「どうしてなの？」と聞くと「危ないから、怖いから、汚いから」といいます。でも、そんなことはないんです。うちのアパートの入居者たちは、みんなとても綺麗に住んでいます。

昔は少々汚れてもいいかなと思っていた人も、新しい綺麗なアパートに入居してから変わりました。遊びに来たお友達に靴下が汚かったら、「その汚い靴下は脱いでから入ってきてくれよ」とか、「手はちゃんと洗ってるか？」と言われるのです。入居者も、毎日お風呂に入るようになり、掃除や洗濯をして身体を動かすようになると、お腹がすいて一日三食ご飯を食べるようになります。まるで魔法にかかったかのような負からの脱出を、彼らの生活から教えてもらいました。やっぱり綺麗な家に住みたい。それは誰もが思うことなのです。

次につくった「トキワソウ」というアパートには、長期入院者の方に入居していただいています。私は、精神障がいの方と関わるまで、精神病院に長期にわたり入院している人がいることを知りませんでした。厚生労働省の調べでは、全国で20万人の方が入院しているのです。こうした精神の病気の方は、退院するとき家族

のサインがなければ退院できません。世間体が悪いといった理由で家族がそのサインを拒めば、自宅に戻ることができず、そこから社会的入院が始まるのです。なかには、病院や施設で一生を過ごす人も少なくはありません。もう一度社会で暮らしてもらいたい、そういう想いでこのアパートをつくりました。

トキワソウは、16部屋で、一室6〜7畳くらいのごく当たり前の部屋です。だけど16人の私たちは、退院後、一度も再入院はしていません。それどころか、就労継続支援B型作業所（授産的活動）、さらにはA型作業所（雇用契約）にまで通うことができ、なかには結婚された方もいます。家族からの誹謗中傷を受け、社会からの偏見で病院にいただけだった人が、こうして自立して生活できるということを、私は立証できたんじゃないかなと思いました。

16歳のときに発症して、66歳で私が管理するアパートにこられた方がいます。その方の言葉に本當にびっくりしました。「電話はどこにあるの？」「テレビは何でこんなに薄いの？」このように、ずっと病院の世界だけで生きてきた方の話は、本當にびっくりしました。

社会へ出るための扉

自立の足がかりとなる住まい

そのほかに、ホームレス支援をしていたアパートもありました。ホームレス支援の現場には



阪井ひとみ(さかい・ひとみ)

(一)社、岡山県宅地建物取引業協会本部理事、特定非営利活動法人岡山県精神障害者家族会連合会(通称NPO岡山けんかれん)常任理事、特定非営利活動法人おかもやまUFE副理事長、特定非営利活動法人おかもやま入居支援センター理事、阪井土地開発株式会社代表取締役、株式会社かいしゃ代表取締役。
【主な受賞】平成26年NPO精神障害者支援機構支援者部門「リリー賞」、平成27年シチズンホームディングス「シチズン オブザイヤー」、平成27年公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会特別表彰、平成27年国際ソロプチミスト笠岡社会貢献賞。

じめて連れて行ってもらったときに、ホームレスのおじさんに「おっちゃんホームレスが好きなん？」と尋ねました。すると、「あほう、好きなわけなからうが」と返ってきました。そりゃそうです。

おじさんの一か月の収入を尋ねたら、缶の収集で一か月5万円ほどになるといい、一日千円の生活をして3万円。「あとの2万円で、生活できるんなら、わしだつて屋根のあるところに住んでみてえ、畳にあがりたいわ」と言われました。「じゃあ、一万円のアパートなら入ってくれる？」と聞くと、「それなら入れる」ということで、そこから私は一万円の部屋探しに奔走しました。ある時、学生の下宿用アパートが一棟空いているのを知って、大家さんに「ホームレスのおじさんを住まわせて欲しい」と話を持ちかけました。最初は大反対されましたが、諦めずに、ひと部屋一円で貸してくれたら、一棟(16部屋)を一括借上げするという条件で、ようやく貸してもらえらるることになりました。このアパートの一室では炊き出しをしました。雨の日も風の日も、ゆっくりと座ってご飯が食

べれるというだけで、周りの支援者と、就職の話や身体のこと、いろいろな話ができるようになりました。また、病院の先生が週に一回往診に来てくれるようになりました。

そしてここに入居したホームレスの方たちは、ほとんどの人が自立して、この家から出ていくことができたんです。なぜかというところ、住所がうだけで、運送屋、宅配業者、警備会社、ヘルパー、ステーション、さまざまなお仕事へ就職することが出来ました。まさにこの家が社会へ出るための扉だったんだな、と私は思いました。そして、それぞれ寮付きの就職先が決まると、「部屋が少ないんだから、次の人のために早く動いてあげないと」と言っていて、すぐに動いてくれました。しかし残念ながらこの家は、市議会議員を中心とした地域の方によって取り壊されてしまいました。ほんとうに残念なことでした。本来なら、公営住宅が住宅に入居しにくい方々のセーフティネットとしての役割をもっているのではないのでしょうか。しかし実態は、むしろ弱者を排除するような状況にさえあります。多

くの公営住宅で、三親等以内の保証人を求め、中には非課税世帯は除くという条件までつく自治体もあります。また、私たち不動産業者は、賃貸契約を結んだご主人が亡くなると、そのまま奥さんが相続していくのが当たり前だと思っ

ていましたが、公営住宅は違います。ご主人がなくなると、ふたたび奥さんに契約を求め、保証人を求めるのです。80歳の高齢の方に、三親等内で非課税世帯ではない保証人を求めること自体が本当にナンセンスなことではないかと思

います。公営住宅は誰が建てたのか、やはりもう一度考え直して欲しいと思います。さらにナンセンスなのは、東北の震災復興住宅に關しても保証人を求めていることです。これをおかしいと思わないのは不思議です。私は、岡山からでも声をあげたいと思っ

ていろいろなところでこの話をするので、少しでも皆さんに考えていただいで、どこかがその突破口になつてくれればと願っています。

地域の一人として暮らし、ともに生きていく

私が管理するアパートに入居してもらったら、「地域の活動に必ず参加すること」「町内会費は必ず払うこと」この二つを契約書に明記し、必ず守ってもらいます。生活保護だから町内会費は払わなくてもいいんじゃないかとか、いろんなことを言われますが、やはりこの二つを守ってはじめて地域の人になれるんじゃないかと思

います。たとえば、岡山では年に2回川掃除があります。それぞれ高齢になってくると、自分たちで町内の川掃除ができなくなるので、業者に頼んで川掃除をします。でも、うちの入居者たちが川掃除をすれば、業務委託するお金おおよそ10万円が浮きます。それを地域のいろいろなリクリエーションに使っていただく。それは立派な地域活動だと思います。

その人らしく生きていくために

もうひとつ新しい事業をはじめています。精神障がいの方は、土日の夕方に病気が悪くなる傾向があるんですが、やはりそれは寂しくなるからなんです。だから、その時間に寄りあえる居場所をつくりました。みんなが「寄る」と「夜をかねて」「よるカフェうてんで」といいます。このカフェの隣りに、阪井土地開発のうてんで支店をつくり、社会的弱者、住宅確保要配慮者の方たち専用の賃貸の不動産屋をはじめました。

それから、生活が安定してくると働きたいと考えるようになります。そこで立ち上げたのが、「株式会社かいしゃ」です。岡山駅から徒歩920歩のところにある「カイロス」という建物を拠点に、障がい者の方々がカレーを作ったり、草抜きしたり、自分ができる仕事をしてお給料をもらっています。またここには、精神医療の歴史を知るための資料館をつくりました。かつて精神障がいの方がどういう生活を

していたのか、どれだけ社会から排除されてきたかというような資料の展示をしています。「知らない」ということだけではすまされない、私たちはちゃんと向き合って、ともに生きていかないといけないのではないかと私は考えています。

これまで紹介したアパートは、1円も公的な助成は受けていません。すべて阪井土地開発の不動産の事業のなかで賄っています。銀行で借り入れをすれば、ちゃんとお金も貸してもらえます。それは、ちゃんと利益が出ているからなんです。私の収益物件は10%以上、平均して15%20%で回っている物件もたくさんあります。そうやって、ちゃんと事業として利益をあげながら、社会貢献ができるということを立証して、今後にも続く不動産業者が出てきて欲しいと思っています。

いま一番あたらしいアパートは、「シェアハウスてーいだ」といいます。このシェアハウスの入居費は、一番安い部屋が8千円、一番高い部屋は1万6千円です。私はこの物件を700万円で購入しました。修理代が600万円、初期費用に合計1300万円かかりましたが、毎月の家賃合計は、20万円で、10年かからないでペイできます。ちゃんと収益還元できているでしょう。

このシェアハウスは、グループホームではありません。自分が起きたいときに起きて、寝た

いときに寝て、遊びたいときに遊ぶ。社会資源を利用しながら、その人がその人らしく生きていく暮らしは実現できるのではないかと思います。

いま岡山では、20社以上の方が私と同じことを起業しはじめています。私のあとに続いてくれる人が、一人、二人と増えて、全国に広がっていくことを祈っています。



会場風景／右から阪井ひとみ氏、平野覚治氏、佐久間裕章氏、祐成保志氏(司会)

居住支援の担い手はどこにいるのか

●**祐成「司会」**——今日は、居住支援の担い手として、政府（公共・非営利）と、市場（民間・営利）と、ボランティアセクター（民間・非営利）、インフォーマルセクター（自力供給）のうち、民間での支援活動の広がりについて焦点をあて、さまざまな活動を展開されている三者の方をお迎えしてお話を伺いました。

みなさんのお話のなかで共通していたのが、必要が徐々に、あるいは突発的に見いだされて、それをいかに充足させるかというところから、すべての活動が組立てられていることでした。そしてその必要というのは、ただそこにあるわけではなく、見いだす人や、見いだす場がいかに重要かということが、さまざまな角度から語られていたのではないかと思います。

また、居住支援の必要を充足させるにあたり、民間のもっている力がいかに大きいか。阪井さんのお話のなかでは、利回り10%以上で事業が成立しているという話もありましたが、社会的なニーズを満たしながら、かつ事業として持続することができているというの、三者に共通していました。これも、居住支援は、同じ地域

で長く継続していくことが必要不可欠なことであることも繋がっていると思います。ここまでの講演をお互いお聞きになったご感想などをお伺いできますでしょうか。

●**佐久間**——居住支援の担い手の構図を、明確に意識しているわけではありませんが、私たちは、いかに地域のニーズや困難に合わせてどう地域にある仕組みと市場を使いこなすかというのを考えています。いまは、単身世帯が標準世帯になってきていて、住まい方の支援、生活支援が不可欠になってきています。しかし、必ずしもそのソフトを地場のオーナーがもっているわけではありません。

いま介護保険であれば、身体の介助で家事援助などがありますが、かりに独居の方が軽い認知症を抱えていたとしても、その方の生活を支えるための支援は制度的にはありません。そこで考えたのがサブリースなんです。オーナーさんから借り上げて、それを住宅扶助のなかで運営し、その間を生活支援サポートの対価にしていこうというのが私たちの考え方なんです。

私たちは、大家さんに特殊な関わりを求めているわけではありません。「うちで借上げますから、暮らせるかたちに改装して、物件を提供してください」それだけのことなんです。

●**平野**——私どもはサービス提供団体ですから、サービス提供を通じて、循環される地域づくりをしなければいけないと思っています。サ



平野寛治氏

ービスを商品にしてしまうと、買えるうちはいいんですが、買えなくなってしまうとき、途端に生活が行き詰まってしまうんです。例えば市場の規格にその人が合わなくなってしまうとき、体調や精神の問題で生活像が合わなくなってしまうときには市場から簡単に弾かれています。だけど、たとえば会食会や配食サービス、あるいは介護保険事業でもいいですが、小さなお金が地域のなかで循環し満たすことができていると、そこで高齢者や、小さな子ども連れのお母さん、あるいは子どもたちが、居所や出番を見出していけるのではないかと思います。

私が子どもだったときには、地元の板金屋の息子がいたり、焼き肉屋の息子がいたり、大工の息子がいたり、地域で働く場がありました。またそこで勤める友人も多かったです。でもいま地域を見回しても、そういう事業体はほとんどなくなってしまう。地域のなかで働く場は限られているんじゃないでしょうか。多様な働き方とか、住まい方というのはパッケージされたものであって、そのラインにのっている人はいいけれども、特に在宅の問題は、そこに

のれなくなる時が誰しも必ずくるのです。そのときに、その地域が包容力をもってその人を受け取れるかどうか。そのときのために、地域で循環される仕組みを少しずつ作っていかないといけないんです。しかも、それを元気なうちからつくっていく必要があります。ある日突然会社を辞めて地域に戻ってきました、何かありますか？ っていうのも多分ないんだと思います。そういうことをみんなで共有しながら考えていきたいと思っています。

●**祐成**——循環というのは、お金だけではなく、世代間の関係までをいっておられますか？

●**平野**——それがまわる仕組みでなければいけないと思います。たとえばその担い手になるような人や、サービスを提供する組織づくり、あるいは社会のなかでまわっていくかたちを変えていかなければ、たとえば、いま私は提供する側ですが、必要とする側になったとたんを選ぶことができるサービスがなくなってしまう。

特にいまの在宅高齢者像は、だんだん生活が厳しくなっていますので、民間のサービスにその対価を支払えなくなっています。現在、75歳以上の所得の低い高齢者の食費は、ひ



司会 祐成保志氏

と月平均2万1千円、一日約700円で暮らしています。そういう人たちが介護保険にはずれたからホームヘルパーをお願いしたいと思っても、時給1800円くらいの民間サービスを受け続けることはなかなか難しいでしょう。

そういうことを考えてみても、やはり循環する助け合いの仕組みや、お金がなくても人の目がある、高齢者の方が関われる組織が地域にあるということ。あるいは、その人自身が担い手にもなれるという社会の居場所をつくっていかない、ますます状況は厳しくなってくると思います。

●**祐成**——私は9月に阪井さんの会社で運営されている賃貸物件をいくつか訪れて、いろいろお話を伺いましたが、そのとき、「精神障がい者」と「住まい方の支援」との結びつきは、居住の本質に関わる問題ではないかなと思えました。

社会学で住まいの研究というと、イギリスでもアメリカでもまず人種問題の研究からはじまります。人種というのは、一見すると生物学的な特性のようにみえますが、実はきわめて社会的なもので、理解できない相手、自分の生活様式や価値観と全然違う人が隣に住むのはごめんだという、そういう感情が住宅問題の根源にあるわけです。日本の場合、同和問題が住宅に関わる根の深い社会問題ですが、やはりそれも隣り合って住むことに対するおそれや、それを

避けたいとする心性が絡んでくるわけです。

佐久間さんが紹介された「ふるさとの会」の事業のなかで、かつて路上で生活されていた人に住む場所を提供するだけではなく、隣り合って暮らすという関係づくりを支援されているところが印象的でした。このあたりは制度のフォローアップにのりにくいところだと思いますが、佐久間さんは行政にどんな役割を期待されますか？

●**佐久間**——当初、生活保護制度は、まだ働ける世帯が怪我や病気で生活に困ったときに、一時的に保護をかけて、また自立していくというイメージをもってつくった制度なんですよね。だけど、いまは状況がずいぶん変わってきています。生活保護受給世帯の半分くらいは高齢世帯になっていて、もう一時的なものではなくなっています。

これからの生活保護については、金銭給付と自立の助長は分けて考えていかないと難しいと思います。その理由の一つとして、まず行政がケースワークを長期的に継続していくということが難しい状況になってきているということが挙げられます。私たちは入居の際に、福祉事務



佐久間裕章氏

所のケースワーカーの方から入所の連絡として相談を受けるんですが、このケースワーカーの方も2年とか3年で交替していくので、長期的な専門的支援が難しくなってきたという風に思っています。

こういう状況を踏まえて、ぼくらが行政に期待することがあるとすれば、地域で長く活動しているNPOの団体を、きちんと地域の資源として明確に位置づけて活用して欲しいということです。金銭的な補助や委託よりも、むしろ行政の処遇とか方針のなかできちんと位置づけてもらう方が、民間団体としては、ずいぶん活動がしやすくなると思います。たとえば地域のNPOが運営している支援付きアパートなどを公的に認めたり、権限を与えるということをしてもらえるだけで、ずいぶん活動の幅や広がりが変わっていくように思います。

活動を広げるために

●**祐成**—— 続いて会場から、「空き家の資源を活用した生活保護者向けのアパートは実施例があるけれども、一般のアパート経営者が取り組むような広がりが見られない。これをどうやって増やす事ができるのかアドバイスをいただきたい」という質問がきています。阪井さんいかがでしょうか。

●**阪井**—— 最初は大家さんがいろいろと心配されてなかなか進まないということもあります



阪井ひとみ氏

が、「まず一件やってみない？」に尽きると思います。

岡山大学の近くに、300戸くらい物件をもっている大家さんがいて、精神障がいの方の住まいを提供してもらえないか働きかけたところ、ボロボロのアパートがあるから、そこなら入居させてもいいよ、という話で部屋を借りました。大家さんとはかく「本当に大丈夫なんじゃろうなあ」と、心配されていました。

このときに、大家さんは何を一番心配しているかというと、入居者が夜中に騒ぎを起こして近隣から苦情が来ることなんです。岡山では、不動産の管理会社は大手以外では機能していませんから、大家さんのところに直接苦情の電話が夜中にかかってくるんです。そして、大家さんはその部屋までいって「やかましい！」と注意してこなければいけないんですが、これがお年を召した大家さんにとっては結構キツイんです。でも精神障がいの方は、もともと入院時に20時から寝る習慣があって、20〜21時くらいに眠剤を飲んで眠りはじめます。するとだいたい夜中の2時〜3時に目が覚めるというサイクルなんです。実はこれが、お年を召した大家さん

んと殆ど一緒なんですよね。一年入居してみたら、翌年には大家さんが、「私はこっこのほうがええわ」って、いろんな人に話して回ってくれていました。家賃は代理納付があるから督促にいかなくてもいいし、晩もみんな寝てるから問題にならないって。岡山ではそういう皆さんの口コミが広がって、いま「うてんて」では、入居者待ちの在庫物件が100戸くらいあって、入居希望者は入居物件を選べるのです。

住まいを選んで、入居したところに入居するというのは、当たり前な権利です。ケースワーカーの都合で、この部屋に入りなさいというようなのはやはりよくないと思います。自分が住みたいところに住む。自分らしく住むというのが岡山のやりかたです。

●**祐成**—— 活動のアイデアやプロジェクトの手法をどのように拡げていくのかというのは、普遍的な問題だと思えます。いま平野さんは、全国ツアーで「子ども食堂」を拡げる活動を展開されていますが、地域に事業を根付かせていくうえでのコツなどはありますか。

●**平野**—— 僕たちがやっているのは、地域住民が地域の方を助けるといって助け合いでやっています。あまりにも大きな言葉やテーマだと誰も対処できませんので、とりあえず「食」でつながりましょうということからはじめています。高齢者の老人給食を拡げていき、いまの子ども食堂のグループを支援しながら、47都道府

県でツアーを組もうと働きかけ、いま18か所での開催が決まっています。子ども食堂のグループもすぐ増えていて、朝日新聞の調べによると、7月の時点で400か所くらい全国にあるようなんです。これがすごい勢いで広まっていますから、おそらくいまは1000か所くらいになっているんじゃないかと思っています。

ただ拡がったあとで怖いのは、その活動は地域の今までのコミュニティとうまくいくのかどうかということなんです。うまくいかず、始めたけどやめてしまった場合、そこに権利擁護を必要とする子どもや何らかの支援を必要とする子どもがいたとしたらどうするのか。うまくいかないから、飽きたからということでは辞めてしまわうことがないようなフォローも必要です。いまツアーを組んでいる目的は、活動を地域社会に定着させるために、地元の民生委員・行政・社会福祉協議会、他各関係機関と連携しながら活動を続けていけるような情報を発信することです。そのためにも、まずは、情報はわかりやすく、見えやすくすることが大事なかなと思います。

●**祐成**—— 事業を地域から見えやすくするというのは重要な点だと思います。ふるさとの会には私も何度かお邪魔していますが、いつもオープンに対応してください。地域に理解されるという点で、特に重要な点がありましたら、佐久間さんにひと言おねがいたいのですが。

●**佐久間**—— 今日あまり時間をとって話ができませんでした。生活保護を受給されている利用者だけじゃなくて、所得に関係なく地域のなかで孤立している人たちがたくさんいますので、そういう方たちに、アウトリーチできるような拠点として、「まちカフェふるさと」というサロンをつくりました。

機能としては、総合相談の窓口のようなことをしています。実際に孤独死されるような方の多くは、役所の総合相談の窓口にも動的には行けないような方です。このカフェでは、何も相談がなくてもふらりと立ち寄ることができて、2回、3回来るうちに、話を打ち明けられるような居場所づくりを目指しています。私たちは、珈琲を淹れながら、話をしやすい環境を徐々につくっていくんです。たとえば、私も実際に相談を受けたのですが、数回いらつしやるうちに、「二人で暮らしているんですが、実は僕は癌なんです」という話を打ち明ける方もいらつしました。そのときは、あくまでも厚かましくならないように相談にのって、関係資料をお渡ししたりします。

私たちは、そこで知り得たことを、地域の課題として共有し、ふるさとの会なら何ができるか、足りない資源はどうやってつくっていくか、地域のさまざまな関係機関の方たちと連携して取り組んでいきます。可能であれば担える役割のなかで起業していくというのがこれからやっ

ていくことになると思っているところで、地域に入っていくとするとときには、そういうインターフェイスになるような場所が効果的だと思います。

●**祐成**—— 私は住まい方支援に欠かせないものとして、「ルーフ (roof)・雨露を防ぐ屋根があること」と、「ルート (route)・その場所にあること」の二つを考えていましたが、今日のお話を伺いながら、もうひとつ「ルート (route)」というのが大事なのではないかと思いました。「ルート」は、社会・地域と繋がっていくための道や経路のことです。

阪井さんのお話のなかで「社会に出るための扉」という表現がありましたように、そこから行き先がないという状況は、いくら屋根があっても辛いですね。そういう意味でのルート、つまり出て行ける先があるかどうかということが、「住む」ということにおいては、重要ではないかと思いました。

ただ単に同じ場所に居続けるのではなく、移るといふ選択肢もあって、それを自分で選べるという状態が、居住の大事な条件なのかなと思います。平野さんの「循環」というキーワードもこれと関わっています。つまり、ある領域のなかで自由に動ける状態も含めて、われわれは「住む」と呼んでいるのではないか。そんなことを今日のお話から考えました。どうもありがとうございました。

住宅政策の中のセーフティネットの位置づけ

川崎直宏「市浦ハウジング&プランニング代表取締役社長」

1 住宅セーフティネットの概念

「住宅セーフティネット」という概念は1990年代半ば頃から使われてきたが、公式審議会等においては、1998年の住宅地審議会・基本問題小委員会の「今後の賃貸住宅政策の方向について」に初めて公共住宅の役割としてセーフティネットという文言が使われた。

従来、公共賃貸住宅は階層別に取り組まれ、「公営住宅法」に代表される住宅に困窮する低額所得者に向けた救済対策として、アプリアリに供給が進められてきた面がある。しかし、住宅政策は社会経済の大きな変容のなか、経済対策に翻弄されつつ、徐々に構造改革の波に晒されていった。1990年代半ば以降の住宅政策はバブル経済崩壊後の低成長経済に対応するため大きな転換が余儀なくされ、住宅政策の市場化に舵を切っていった。1993年には特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律が制定され、1996年には公営住宅法の改正が行われた。2000年頃にはバブル経済と崩壊に翻弄されていた状況を脱し、小泉政権の下で、住宅金融公庫の独法化や住宅公団等の改組、三位一体改革に伴う公営住宅事業改革など住宅政策の抜本的改革が進み、市場機能を活用した住宅政策への転換が本格的に始まった。1990年代はまさに、こうした状況が顕在化し始めた時代であり、セーフティネットはこの時代状況を照らした概念として認識すべきであろう。

住宅政策の転換の契機となったのは、1995年の住宅地審議会の答申において、規制緩和による市場化を促すべく住宅政策の体系とし

て、住宅市場が円滑かつ適正に機能する条件整備、市場を活用した政策目的の達成、市場を補完する公共住宅供給の三つを位置付けたことである。その後これを引き継いで、公営住宅等の役割は住宅セーフティネットとしての位置づけがなされるようになり、住宅政策の市場化のなかで、公共住宅の再編の枠組みとしてセーフティネットが概念されている。したがって、セーフティネットは住宅政策の市場化と歩をあわせて進められてきた概念であり、住宅政策の市場化の道筋にみる必然的概念でもある。金子勝は「市場競争の世界には、信頼や協力の制度が奥深く埋め込まれており、相互信頼を前提とする『協力の領域』があつてはじめて『市場の領域』もうまく働くのである。この信頼や制度に当たるのが、リスクを社会全体でシェアする（分かち合う）セーフティネットである。」^{*}と論じている。すなわち、市場環境の条件整備においてもセーフティネットは重要な機能であり、住宅セーフティネットは住宅政策の市場化とともに語ることが肝要である。

2 住宅政策の市場化のなかのセーフティネット

こうしてみると、住宅政策の市場化と住宅セーフティネットは必ずしも対立的概念で捉えることは適切ではない。これらは相互補完的關係を持ち、住宅市場政策は健全な市場メカニズムの下、適正な住宅の取得・確保が出来る市場状態を構築する（住宅市場の健全化）と共に、市場のセーフティネットを構成するための制度・政策の構築の両輪によって展開す

るものであり、これら両輪は居住や住宅の供給・生産を取り巻く種々の領域において必要とされる公共政策として捉える必要がある。特に、住宅市場は依然未成熟状況で、その未成熟状況によつて市場のさまざまな歪みが内在しているため、市場原理だけでは十分な対応が難しいのが実状である。このため、住宅政策は市場依存と行政依存の対立的な議論から脱皮し、市場環境整備（市場の健全化に向けたチェック、コントロール）を重点としつつも、公共投資の効率化と未成熟な市場の育成や活用等の多面的な政策展開が重要であろう。

こうした文脈で市場のセーフティネットを考へることが肝要である。「住宅市場の健全化」とは住宅の各市場領域の歪みを是正し、適正な市場活動が行われるよう市場環境整備がなされることといえる。しかし、こうした市場の取り組みが適正に行われるためには、供給事業者や流通事業者、消費者等の市場プレーヤーの自律的取り組みや種々の市場情報の公開とこれに基づく市場の種々のチェック機能やコントロールが極めて重要である。また、事業者のモラルハザードの問題への対応等の市場環境整備が求められ、供給事業者や流通事業者のセーフティネット（保険、事業者保護、業界育成等）も住宅市場の健全化に向けての重要な政策となる。

「住宅セーフティネット」とは「住宅確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保」として低所得者、高齢者など住宅に困窮する者に安全で良質な住まいを提供することを中心とし、住生活基本法等で強調して取り上げられた。さらに、セーフティネットは市場が機能しない、または市場だけでは対応できない者や民間が入居を敬遠する者への対応など、市場では十分に供給されない住宅の補完として概念され、対象として高齢単身、障害者、母子父子世帯、子育て世帯、災害被災者、DV被害者などがあげられる。すなわち、真に住宅に困窮する低額所得者を中心とした従来の住宅困窮に加えて、住宅市場の状況の中で不条理に阻害される

施策対象者を位置づけていくことが市場政策上も重要で、後者を市場のセーフティネットということもある。ともすれば市場のセーフティネットの役割は公共住宅が担い、逆に公共住宅はセーフティネットの役割のみに限定して捉えるのが従来の一般的な考え方であるが、セーフティネットと公共住宅を強い対応関係で捉えることを脱すれば、さまざまな手法や主体によつて柔軟かつ総合的、効率的に政策展開が可能となる。セーフティネットは公共住宅だけでなく民間事業やNPO等のさまざまな者が協同して担うなど市場全体の総合的捉え方の中で対応していくことが重要である。

3 「住生活基本計画」に位置づけられた住宅セーフティネット

「住生活基本計画」では「国民の居住ニーズに的確に対応するには、市場による対応が最も効果的である」としつつも「住宅は、安全、環境、福祉、文化といった地域の生活環境に大きな影響を及ぼすという意味で社会的性格を有する」とし、住宅の社会的性格もふまえ、国民の豊かな住生活を実現するためには「市場において自力では適切な住宅を確保することが困難な者に対する住宅セーフティネットの構築」が必要であると述べている。

これらの視点を住宅市場における政策展開の理念とすれば、住宅政策の役割は市場が健全に機能するための市場環境の整備と消費者保護が主たる取り組みとなるが、その上で、市場で対応できない者に対するセーフティネットの構築が重要となる。

これらを効率的に展開するため、対象となる住宅困窮を真に困窮する者への対応（狭義）と市場における対応困難状況となる住宅困窮（広義）への支援とに大別し、狭義のセーフティネットとしての公共事業と民間事業による市場の活用等による重層的セーフティネットの構築を図ることが示されている〔24頁図参照〕。

狭義のセーフティネットは、直接供給を担う公営住宅等によって限定的に経済支援と居住空間を一体的に支援することとなっているが、昨今は公営住宅の供給が進まず、生活保護対象の増加を招き、生活保護政策と並行して進んでいるようである。

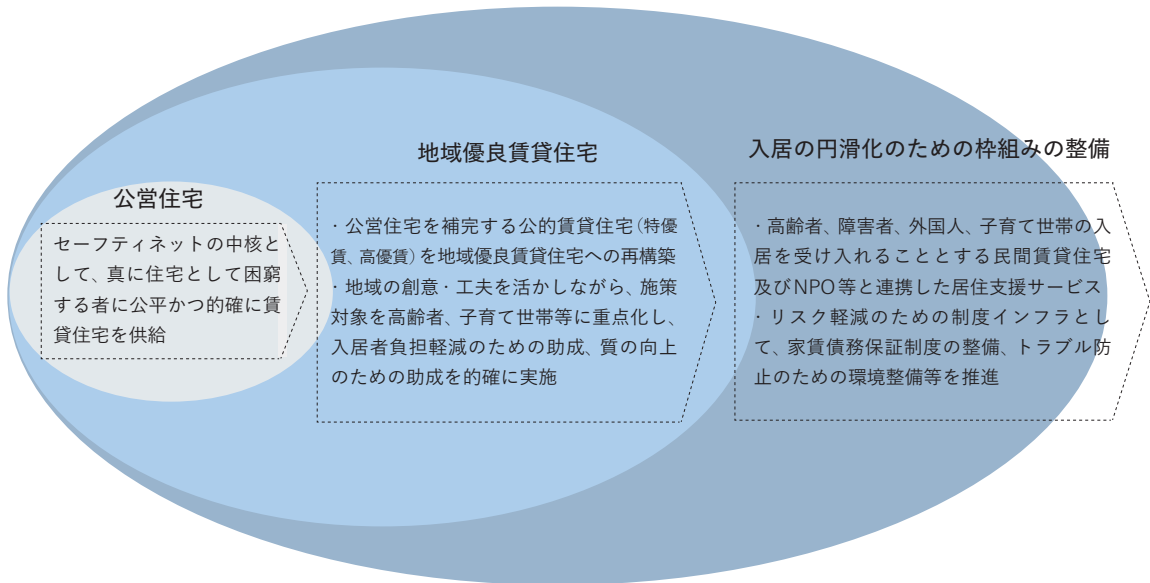
広義のセーフティネットは、市場機能の活用を原則とし、アフォードability（適正家賃）と入居制限や入居拒否の無い住宅供給（フェアハウジング）の方策が主となるが、これらの状況は市場プレーヤーの取り組み姿勢にも関連する。

総じてみると、昨今の住宅セーフティネットの課題は住宅困窮の要因が単なる経済困窮に留まらない輻輳する要因が大きく関わっていることである。住宅困窮を解消するセーフティネット政策は、さまざまな領域の政策と連携しつつ対応していくことが不可欠であろう。

また、市場のセーフティネットの構築に向けては「新しい公共」としての賃貸住宅市場への役割が期待され、こうした社会貢献の取り組みが評価される市場の構築が望まれる。

4 住宅セーフティネットの再構築に向けて

狭義のセーフティネット政策は福祉・生活保護・雇用・消費者保護・業界保護等の行政政策と連携しつつ対応していくことが基本となる。省庁、部局の枠を超えた対応体制が不可欠であるが、特に生活保護や生活支援給付にみられる行政の隙間が種々の貧困ビジネスにつながる状況を鑑みれば、住宅部局と福祉部局との棲み分けや相互連携による効果的、合理的行政支出に向けた政策実施体制の構築が急務である。広義のセーフティネットは、まず、住宅市場において想定される種々のリスクに対応すべく保険的対応やセーフティネット政策の柔軟な運用に配慮することが重要である。特に、突発的に生じる失業やローン破綻については即応的に対応できる運用体制を確保すると共に再チャレンジに向け



〔図〕重層的セーフティネット（国土交通省資料より作成）

たモチベーションを高める種々の制度設計が重要である。市場重視の住宅政策の一面は居住者に力点を置きつつも、事業者のリスクが消費者のリスクに直結しやすい状況も勘案すれば、消費者保護の観点からみても住宅政策を事業者支援に拡充することも重要な方向であろう。

中長期的に市場の住宅セーフティネットを展望するためには賃貸住宅事業の社会化を志向することが望まれる。民間賃貸市場は、戦前から戦後にかけては低家賃の賃貸住宅が多く、結果としてセーフティネット機能を担っていた。すなわち、賃貸住宅は貴重な社会的財であり、地域社会にとっての共有する資産として捉える必要がある、この事によって住宅セーフティネットや地域の居住の循環が担保されてきた面もある。

高度成長期を経て、居住構造が大きく転換し、大都市から地域までさまざまな居住構造が生じ、広域的ビジネスとしての賃貸住宅供給が普及してきた。しかし、人口減少社会や高齢社会における地域社会は高度成長期以降のグローバルイズムを脱し、アフオーダーな賃貸住宅が地域内の居住循環にとっての不可欠な要素となっており、サステイナブルな地

域社会の構築に向けて、賃貸住宅市場を支える仕組みが重要となっている。賃貸住宅市場からみると賃貸住宅は市場ビジネスとして成立しつつも社会性が評価されるビジネスとならなければならぬし、市場のセーフティネットとの両輪によって構築される地域内の安定した居住状況を実現することが必要であろう。

このため、賃貸住宅ビジネスは、従来多くみられた短期の食いつぶし経営から、住宅のもつ社会的性格を鑑みた長期の管理ビジネスに転換していくことが重要で、これを支える長期の賃貸運営ビジネスを成立させる社会システムや支援が必要である。すなわち、地域の雇用の市場活動を支え、住宅供給と需要の同時性・同場性をもつ地域の居住産業や生活産業、雇用等の地域社会構造への再編と、市場の住宅セーフティネットの構築に向けた住宅市場の総合的取り組みが求められる。このための賃貸住宅事業はソーシャルビジネスとして概念され、オーナーのみならず事業者も管理者もこうした意識をもつことが望まれる。

参考文献

*1——金子勝『セーフティネットの政治経済学』（ちくま新書／1999）

川崎直宏（かわさき・なおひろ）

京都大学大学院工学研究科卒業。1979年 ㈱市浦都市開発建築コンサルタンツ（現 ㈱市浦ハウジング & プランニング）入社。1986年 建築計画室長を経て、2000年 常務取締役、2008年 専務取締役、東京事務所長、2016年 代表取締役社長となる。
国の住宅政策や自治体の住宅計画の策定を手掛けるほか、世田谷環境共生住宅の計画、兵庫コレクティブハウジングの計画、既存住宅団地再生業務、種々の高齢者住宅計画調査、ストック活用計画調査等の住宅計画に関する調査研究に携わる。

技術士。工学博士（京都大学）。立教大学・日本大学非常勤講師

『主な著書』『現代社会とハウジング』（共著／彰国社）、『地域からの住まいづくり』（共著／ドメス出版）、『地域再生』（共著／日本評論社）、『人口減少時代の住宅政策』（共著／鹿島出版会）など。

制度を飼い慣らす居住の潜在力——時計のいらぬまちを求めて

金菱清 [東北学院大学 教授]

人の織りなす風景

「いやあ、あん爺さまの水俣病にならしたら、まこて、時計の不自由になつたわい。わが家の時計のネジを巻かんばならん」

めつたに村や部落共同体に口をきかなかつた爺さまの控えめな教訓がひとつあつた。

「時計ちゆうものは何のためにあるのか」

村人たちは、つい最近まで彼が海を見晴らす前庭に七輪を持ち出し、火を起こす気配に「爺さまのお茶の時間じゃ、もう6時ぞ」と起床し、昔は、彼がまだ達者で、漁に出かけていた頃は、まだ明けやらぬ部落の下の磯から、ひたうつ波のあいまに、ゴトゴトと船具の音がきこえるのにめざめ、「ほら、ほら、仙助どんの沖に出らすで、もう5時ぞ、起きんかい」といつていたものであつた。

ふたときばかりおくれで啼いたりするあくびまじりの部落の鶏より、ねじをかけ忘れる家々の時計より、仙助の暮らしにあわせた方が、万事が、きちんと進行したのである。

石牟礼道子の『苦海浄土』*1の一節である。人が時計がわりに地域に埋め込まれていて、話はしないがその人物をよく見ていて感じている。そして人が時を心臓の振動のように刻み、それを見聞きしていた人びとの日常が、それとなく始まる。「きちんとした」日常がある意味時計よりも正確に動いている。そのような日常を水俣病が奪い去っていくこと

を表現しようとしたのだが、日本が近代化するなかで水俣病のなかで展開された日常性の破壊は、普通の人びとが多かれ少なかれ経験することになった。いわば、私たちの身体は、近代的な時間と空間に囲まれてそれに添わすように規律化し準拠させられている。が、内実は、狂わされた生活なのだろう。

“立派な”公営住宅で増える孤独死

東日本大震災後提出された沿岸域の機能別に分けられた復興計画やまちづくりに対して、津波に対する災害リスク管理と合理性に彩られた社会のイメージが工学的発想に基づいて直線的に描かれていた。改めて、そこに住まうとは何かが問われている。住宅を歴史社会的・文化社会的な観点から論じた祐成保志は、住居 II 住まい (Home/Domestic space/ Dwelling) を物理的な住宅 (Dwelling) とは異なつて、ヒトやモノが配置されている状態や、身体によって意味づけられた場のことであると論じている*2。沿岸部で進められたまちづくりは、ともすれば性急な復興の掛け声のもと物理的な住宅供給の意味での House に政策の重心がかかっていた自治体が多かった。

「みんな仮設住宅から(災害復興公営住宅に)来たから知らない人たちがあつたよ。でも仮設の方がよかつたかもなあ、なんか横のつながりがあつた気がする。ここは外さ出ななきゃほんと人っ気ないし、(建築賞を受賞した

建物が立派すぎるんだよ」。

このようなつぶやきを被災地の現場で耳にする。公平性の観点から抽選が行われ、隣に知らない人が入居し、それまでの暮らしが一変する。ある女性は日中一切外出しない。ぼつんと一人公営住宅に取り残され誰かにジロジロみられる感覚で、夜になると安心して外に出ることができない。それとは公表されていないが、懸念された孤独死が目立つ。復興の優等生と呼ばれるまちの、お寒い現実である。

通常のまちづくりと異なり、災害後のまちづくりは、復興予算の期限と早期の復旧復興という政治的命題のもと、性急なまでにトップダウン型のまちづくりが進められる。

制度を飼い慣らす居住の潜在力

(1) 三つの住民参加（自己役割の確認、他者からの承認と潜在的自立）

この復興制度の縛りとハード重視の復興政策のなかで住民が暮らしを自らのものに取り戻す術はないのかと被災地を見渡した時、制度を超える居住の潜在力を発揮できているまちづくりが存在する。それが東松島市のあおい地区である。

この地区は、甚大な津波被害を受けて、東松島市が防災集団移転事業計画に則って7地域を整備地区に選定したうちのひとつである（詳細は拙著『震災学入門』*3のコミュニティの章に譲る）。

約22haの田圃のあった内陸部の土地に全部で580世帯、約1800人が入居する被災地全体のなかでも最大規模の集団移転事業（災害公営住宅307戸、移転用地273区画の580戸分）である。

避難所、仮設住宅、集団移転へと復興段階を経るに当たって、その都度関与主体は異なり、固定のメンバーシップのまま住民主体によるボトムアップのまちづくりは通常多くの被災地域で困難となっている。そ

れでは、制度を飼い慣らすための居住の潜在力とは何だろうか？

大所帯でありながら、そこに移住して住まう前から「住民参加」が徹底している。その仕掛けは、三つの住民参加（自己役割の確認、他者からの承認と潜在的自立）が住民主体のまちづくりをする下地となっていた点である。

避難所時代から仮設住宅へと移ると、催しや取り組みが実施され、震災から4年も経過した2015年時点でも三日に一度のペースでのイベントが実施される。

一部の人がイベントを企画して受け身的な参加のように思えるが、ここの工夫は、それぞれが役割を担うことで半ば総出で参加できる仕掛けを作ったことである。たとえば、花見の際ギネスに挑戦し、123人もの大人数で輪になって腕組をして一斉に立ち上がるイベントを催した。3回挑戦したが転んだりなかなかうまくいかず失敗した。しかし失敗がクスクスした笑いとなる。できそうでできない演出で、みんなのかかりと笑いを創出し寂しい気持ちを払拭する。半強制的だが、共有と連帯を自然に持たせる仕掛けになっている。全体の状況をみながら自分ができることは何か（イベントの際にお米を炊いて持っていく、など）を自主的に判断できる感性を育てていたことになる。

さらに、イベントの際に出店を希望するボランティア団体には無料ではなく必ず少額でも被災者からお金をもらっている。いつもタダだと、常に受け身としてそれが当たり前の感覚となり住民の「主体性」が失われるからである。復興後はボランティアや行政の過度な介入は期待できないことは将来的にみえている。であるならば、鍵の受け渡し後自立は急ごしらえではできないので、橋渡しの（潜在的）に住民みずからが立ち立てる自立に至るプロセスを準備する仕掛けを周到に組み込んだことにある。

(2) 行政のいいなりにならない「オーダーメイド」の復興まちづくり

あおい地区の場合、2015年末に最初の災害公営住宅への入居予定となる実に3年以上前の時点(2012年11月)で、まちづくり整備協議会を立ち上げている。これから住むまちは、そこにただ住まされるだけの町ではなく、自分たちがどのようにすれば暮らしやすい街になるのかという思いからである。復興住宅の引き渡し後自立ということでは行政が関与しない急ごしらえでの自治会を作らせる放任型とは対照的である。

そのため、手間暇をかけてまちづくりを行う。移転開始までに年間120回以上の「井戸端会議(ワークショップ)」を開いてきた。協議会は、31人で構成される役員会を九つの専門部会(「街並み検討部会」や「コミュニティ推進部会」など)に分け、いずれの部会もユニークなアイデアで充たされている。

たとえば、自分たちでまちの名前を投票で決め、行政上の住所表示までも変えた。名称は空間を自分たちのものとして場所化するのに欠かせない作業である。集団移転先は、行政の公平性の原則に則って、最初からくじ引き方式を選択している。しかし、あおい地区では、245所帯の大人数の集団移転ながら、くじ引きは最後の手段として後に回された。交流会を人びとが住む2年前より持ちはじめ、協議会では「区画決定ルール検討部会」を作り、親子や親戚や震災前の隣組などの顔見知り同士が隣になるようにした。区画を20世帯ほどが回覧板を渡せるまともりにし15ブロックに分けた。ただし、緑あつてあおい地区に入るようになった他所の人びとを浮かせてしまうので、同じ沿岸出身、同じ仮設住宅の仲間であるのを避けるために、緩やかなブロック制を話し合いのうで採用した。

さらに、「街並み検討部会」のなかで街並みなどの景観にも配慮しようと街のルールを住民自ら決めていく。隣の境界線から1.5m離れた

り、セミパブリックゾーンとして道路から1mは植栽に使い緑地帯をとった。敷地の角を削ることで車から子どもを見通せるための配慮を安全・安心策として共有していく。

街並みは、地区条例という強制力を伴ったものにも深化した。地区計画は自分たちで決めたルールなので守る可能性は高いので、20〜30年後他地域から入ってきた人に対して拘束力を持たせるためである。規制は束縛という考え方から自分たちを守るための保護膜であるという考え方へと転換したのである。

以上、住民によるまちづくりでなければいけないというコミュニティの意志のもとに、田圃の跡地であった空間を場所化させる力を持った。ただし、オーダーメイドのまちづくりは、住民によるエゴイステイックな要求が先行するにもみえるが、そこには住民の要望をよく聞いて検討し、それを行政と交渉し、まちづくりの方向性を決定し、さらにそれを広報として伝える仕掛けがある。住民と行政がそれぞれ利益を一方的に主張する主体から新たにできたまちづくり協議会という地域組織は、行政にものを言えるだけでなく、住民に対してもみんなが決めたルールを周知徹底する、住民行政双方を繋ぐ役割を果たすことになった。共的なセクターとしてのまちづくり整備協議会が機能していることは重要である。

(3) 被災者の分断を繋ぎ留めるソーシャル・キャピタル

なぜ人びとはバラバラにされながらも新たに作られた地域を単位とする居住の枠組みを保持しながら制度を超えて自分たちのまちづくりができたのか。

まず、①「市民協働のパートナーシップの仕組み」を採用することで行政と住民双方が成熟することになった。というのも、一方的に住民か

ら要望を出すだけでなく、協議会で責任をもって決めたことは、行政に代わって各住民に対して説明し、過剰な要望から身の丈にあった現実的な要望へと変化させた。

そのうえに、震災後集団移転するまでの②「三つの住民参加（自己役割の確認、他者からの承認と潜在的自立）」が住民主体のまちづくりを作り出す下地となった。そして最後に、専門部会のもとで綿密な井戸端会議による③住民の権利と責任にもとづく「復興物語」を自らの手で描き、それを支えるルールづくりを進めてこられたこと、これら三つの社会的条件が揃って大規模な集団移転というともすれば住宅優先の発想が優位にたちバラバラになりかねない状況のなかで住民主体による復興コミュニティという居住Ⅱ住まいを創ることができた。

本来まちづくりの中心からは外れているような子どもや高齢者といった非生産年齢人口や社会的弱者が自己の役割を与えられ、ソーシヤル・キャピタルである専門部会、協議会や交流会に参画し、相互依存しながら自立という形で、居住者本位のまちづくりが制度を超えて住まい本来

の姿になったといえる。ともすれば、災害復興住宅に入った途端に何も依存しないという要求が先立つような「自立」概念とは性質を大きく異にする。

時計のいらぬいまちを求めて今もまちは時を刻み動きつづける。

参考文献

- *1 石牟礼道子『苦海浄土』わが水俣病（講談社文庫／2004）
- *2 祐成保志『住宅』の歴史社会学——日常生活をめぐる啓蒙・動員・産業化（新曜社／2008）
- *3 金菱清『震災学入門——死生観からの社会構想』（ちくま新書／2016）
- *4 延藤安弘『まち再生の術語集』（岩波新書／2013）
- *5 D・P・アルドリッチ『災害復興におけるソーシヤル・キャピタルの役割とは何か——地域再建とレジリエンスの構築』（石田祐・藤澤由和訳）（ミネルヴァ書房／2015）
- *6 金菱清『生きられた法の社会学——伊丹空港「不法占拠」はなぜ補償されたのか』（新曜社／2008）

金菱清（かねびし・きよし）

1975年大阪生まれ。関西学院大学大学院修了。博士（社会学）。災害社会学。

『主な著書と受賞』『生きられた法の社会学——伊丹空港「不法占拠」はなぜ補償されたのか』（新曜社）において、日本社会学会奨励賞著書の部受賞。『3・11 慟哭の記録——71人が体感した大津波・原発・巨大地震』（編著／新曜社）において、出版学会新聞学芸文化賞受賞。2013年文藝春秋にて「識者が選んだ108人（今後10年間に世界的な活躍を期待できる逸材）」に選ばれる。『主な近著』2016年『呼び覚まされる靈性の震災学——3・11生と死のはざま』（編著／新曜社）。

多様化する住宅困窮者と居住支援の課題

川田菜穂子〔大分大学教育学部 准教授〕

非正規雇用の増加や所得の低下など、雇用と所得の不安定が続いている。家族の形態が多様化し、ひとり暮らしやひとり親世帯など、家族内や家族間での相互扶助が期待しにくい家庭が増えている。支援や介護を必要とする高齢者、何らかの障害を持つ人が増加している。巨大災害が日本各地を頻繁に襲い、多くの人びとが避難を強いられ、日常生活を奪われている。

現代において住宅に困窮する人びとは、単に低所得であるがゆえに適切な住宅を確保できないだけでなく、雇用や家族関係、子育て、健康、介護といった生活のさまざまな側面において、複数の困難を抱えている。それゆえ住宅政策においては、直接的に適切な経済負担で居住できる良質な住宅を供給するに限らず、福祉セクター等と連携した居住支援を提供することが求められている。

住宅困窮を改善し、居住支援を行う住宅セーフティネットの対策は、これまでは主として高齢者や障害者が、近年では人口減少・少子化への対応から子育て世帯が対象となっている。しかし、居住支援を必要とする住宅困窮層は、世代や家族形態を問わず、さまざまな属性に普遍的に広がりとつある。本稿では、住宅困窮が拡大し、居住支援を必要としている新しい属性のひとつとして低所得・未婚の若年層をとりあげ、その住宅困窮の実態や求められる居住支援、住宅政策のセーフティネットに与える示唆について検討したい。

誰が住宅に困窮しているのか

わが国では住生活基本法、および住宅セーフティネット法などにおいて、住宅困窮のリスクが高い属性を『住宅確保要配慮者』と定義している。それには低額所得者を含め、被災者、高齢者、障害者（身体・知的・精神）、母子家庭等の子どもを育成する家庭、外国人、中国残留邦人、海外からの引揚者、ホームレス、被生活保護者、失業者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、ハンセン病療養所入所者等、犯罪被害者、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者などあげられている。

住宅政策の領域において、配慮を要する属性のカテゴリーは時代とともに多様化し、増え続けている。しかし、限られた予算、人員のなかで、住宅セーフティネットの具体的な対象は高齢や障害、ひとり親などの特定の属性に限られている。たとえ住宅に困窮していても、子どもがいないう若年や中年の単身者や働く低所得層（ワーキングプア）は支援の対象になりにくい現状があり、支援の網にからない住宅困窮者が多く存在している。

住宅の供給や対策を検討するうえで、その対象層のボリュームを捉えることは不可欠な作業である。住宅セーフティネット対策の中心となる公営住宅の供給目標においては、低収入であることや民間賃貸居住であることに加えて、最低限度の居住水準を満たしていない（最低居住面積水準未満）、または住居費負担が過重であること（高家賃負担率以上）をもとに要支援層が捉えられてきた。

住宅困窮を捉えるべき公的統計調査は、総務省の『住宅・土地統計調査』や国土交通省の『住生活総合調査』が中心になる。しかし、住宅の物質的環境の把握が主たる内容になっており、住宅に関する経済指標や居住者の社会的属性、住生活実態を把握する項目は不十分で、包括的な住宅困窮の実態を把握するには十分でない。近年では、住宅とはいえない施設や寄宿舎等に居住している者が増えている。これら施設等の居住については『国勢調査』が対象としているが、居住者の属性や居住状態についてほとんど把握できていない。住宅困窮者が多様化・複雑化するなかで、そのポリウムを捉えることができますがますます困難になっている。対象層のポリウムの過少評価となるばかりでなく、問題の所在や対策のあり方の認識においても、大きな問題が生じている。

概念	居住状態
①屋根がない	公共空間や屋外 夜間シェルター
②住宅がない	ホームレスのための一時緊急避難施設 女性や子どものためのシェルター 無料低額宿泊所・簡易宿泊所 ネットカフェ・ファーストフード店・カラオケ店・ 漫画喫茶・個室ビデオ店 オフィスや倉庫 違法貸しルーム(シェアハウス・ゲストハウスなど) 無届け介護施設、避難所 …など
③不安定な居住	間借り・友人宅での一時的な居住 法的資格のない賃貸(転借) 立ち退きを迫られる可能性がある居住 (住居費滞納等を含む) 極めて短期間の契約の定期借家 非正規雇用の場合の社宅や寮 家庭内暴力(DV)のリスクがある居住、仮設住宅…など
④不適切な居住	最低居住水準未満 日照不足・騒音など劣悪な環境 台所・トイレ等の設備の不備 耐震性や安全性の欠如 …など

【図1】住宅困窮の類型

出典：FEANTSA(the European Federation of National Organisations working with the Homeless)のホームレスと住宅排除の類型(ETHOS)を参考に著者に作成

新しいかたちの住宅困窮

近年、わが国で顕在化しているのは新しいかたちの「住宅困窮」である。欧州諸国で普及しているホームレスおよび居住の排除の類型(ETHOS)によると、①屋根がない、②屋根はあるが住宅でない、③不安定な居住、④不適切な居住、の状態に分けられる【図1】。住宅困窮のもっとも深刻な形態は「屋根がない」ホームレスである。野宿者と呼ばれるような公園や路上で生活しているホームレスは、近年その数が減少しつつある。一方で屋根はあるが、住宅でない建物に居住する人たちが増えている。例えば、ホームレスのための一時緊急避難施設や無料低額宿泊所、女性や子ども向けのシェルター、被害者のための避難所での居住などが含まれる。2008年の世界金融危機では、派遣切りや雇止め等で仕事と住まいを同時に失い、ネットカフェやファーストフード店などで寝泊まりする極めて不安定な居住が社会の注目を集めた。2013年には、劣悪な環境のシェアハウスやゲストハウスなど、違法貸しルームと呼ばれる防火面の安全基準を満たさない住宅の普及が社会問題となった【33頁図2】。また、居住権が侵害されやすい状態にある③不安定な居住が拡大している。近年では、短期契約の非正規雇用の場合の社宅・寮、極めて短期間の定期借家契約、仮設住宅での居住などが増えている。

住宅に困窮する若者

著者は、現代における新しい住宅困窮の問題を浮き彫りにする存在として、とくに若年層に注目してきた。ここでは、ビッグイシュー基金の住宅政策提案・検討委員会(委員長：平山洋介神戸大学大学院教授)が、首都圏と関西圏に居住する未婚で低所得(年収200万円未満)の若者(20~39歳)を対象に実施した住宅に関する調査結果に基づき、その排除や住宅困窮の特徴をあげたい。

●困難の複合性

調査対象者の多くが非正規雇用(47%)または無業(39%)で不安定な雇用、低所得の状態にあるだけでなく、出身家庭の貧困や親の離死別、家族関係の不和や断絶、いじめや不登校・ひきこもり、就労における挫折、鬱病などの精神疾患など、生活のさまざまな領域で困難を経験している。幼少期から青年期にかけて、困難を複合的・重層的に経験している者が多い。

●居住の自立・住宅市場へのアクセスの困難

約8割が親と同居している。親と同居する理由で約半数を占めるのは、「家賃が負担できないから」である。雇用や収入が安定していないことから、賃貸住宅入居の際の審査を通ることも容易でない。また、若者本人が低所得であるだけでなく、親などの同居家族を含めた世帯所得も低水準である割合が高い。低所得の親と相互依存的に生活していることが推察される。親が高齢・低所得であることから、保証人の確保を見込めない者が多い。

●老朽化する親の家・劣悪な借家居住

親の家は老朽化するなど、住宅の質においてさまざまな問題を抱えている。子どもは老朽化した家を適切に管理・維持していく経済力や気力を備えておらず、将来的に不良住宅ストックが蓄積されていくことが懸念される。親と別居する若者はほとんどが借家に居住しているが、遮音や断熱、日当たりや風通しといった質の側面において問題を抱えている割合が高かった。

●住居費の過重負担

親と別居する若者の6割以上が借家に居住し、可処分所得の多くを家賃や管理費等にあてている。低所得若年層の住居費負担は極めて重く、家賃滞納を経験している者もいる。また、可処分所得から住居費を支払って残った金額は、必要な生活支出を賄える水準にない。若者にとつ

て、住まいの維持・確保は、いまの問題で優先度が高いのに対して、もしもいつかのための保障は後回しになりがちであり、健康保険や年金に加入していない者が少なからず存在している。住居費の過重負担や滞納が、将来のさらなる排除を生む可能性を高めている。

●地域や社会と断絶した居住

多くが近隣や職場の人、友人などに頼れるような人間関係を形成していない。生まれ育った親の家に長らく居住している場合にも、近隣に頼れるような人もおらず、誰にも、同居する親にさえも頼れないと回答する者が2割も存在した。親族がさらに高齢になり、人との関係性を失っていくなかで、地域や社会からの孤立をより一層深めていくことが予想される。

●住まいの喪失

定まった住まいを持たずネットカフェや漫画喫茶、カプセルホテル、友人の家などで寝泊まりしたという広義のホームレス経験をもつ者は全体の7%存在した。定まった住まいを持たない経験がある割合は「親と別居」している者では14%と高く、社宅・官舎、独身寮、住み込み、間借り・下宿、シェアハウスなどの不安定な場所に居住しているグループでは4分の1近くを占めた。

居住ニーズと支援のあり方

●住宅へのアクセスの改善

低額所得者であっても、公的セーフティネットの対象からも除外されやすい階層が存在している。とりわけ公営住宅について、非高齢の単身者の入居は条例によって制限している自治体が多い。また未成年も原則として公営住宅の申込者になれず、入居が困難であるが、社会的養護などを経験する子どもが増えている。公営住宅の入居制限を見直し、青年期・若年期のより早い段階から、自立を支援する取り組みが望まれる。

また市場においては、とくに民間賃貸住宅へのアクセスが大きな課題となっている。困窮者の入居を拒まない仕組みのさらなる充実や、公的保証人制度・公的家賃債務保証の普及が急がれる。また、居住者のみでなく、家主等のリスクを公的に負担し住宅セーフティネット事業へのインセンティブを高めるさまざまな工夫が求められる。

●住居費の過重負担の改善

住居費負担を軽減し、居住の安定を図ることが第一に求められている。住宅セーフティネットとしての金銭的支援は、生活保護における住宅扶助があるが、稼働年齢層は対象になりにくい。また、離職者を対象とする住宅確保給付金が創設されたが、働いていても低所得であるワーキング・プアや長期にわたって無業の状態におかれる者については、住まいを喪失するおそれがあっても、その対象にはなっていない。これらワーキング・プアを対象とした家賃補助等の導入が必要である。

●住まいとケアの統合

単に住宅に困窮しているだけでなく、雇用や家族、健康、介護など、さまざまな困難を重層的に抱えている人が増えている。これら複合的な生活課題を解消するため、分野横断的に対応することが不可欠であり、住宅セーフティネットにおいてはケアやサポートを附帯した住まいの供給が必須になっている。とくに住宅困窮の状態(家賃滞納等)を早期に発見し、必要な支援につなげる住宅ソーシャル・ワークの介入が求められる。また、家事などの生活技術に課題を抱えている人も多いことから、自立のためのステップとなるサポート付きの住宅の供給が求められている。

●つながりを構築する住まい

住宅に困窮している人びとの多くは、社会的関係を失い、孤立する傾向にある。また、公営住宅や福祉施設など、セーフティネットとして供給される公営住宅等の居住の場自体が、特定の困窮層が集住する空間となり、地域や社会からの孤立や排除を促す要因ともなっている。

近年では、民間賃貸住宅におけるシェアハウスや、コレクティブハウスなどの新たな共助と絆を形成する集合住宅など、居住者のコミュニティを醸成する新たな住まいが普及している。居住の場に、共に住まう人のみならず、近隣や地域とのつながりや交流を育む建築デザイン上の工夫や機能、機会の創出が求められる。

住宅セーフティネットを超えて

住宅困窮の状態にある人びとは重層的な困難を抱えている。その改善には、家賃補助などの現金給付や公営住宅の直接供給といった従来の住宅セーフティネットの枠組みだけでは対処ができない。住宅を含め、家族や教育、雇用、医療、福祉、社会保障などのさまざまな領域を横断する、より包括的な支援のあり方が求められている。

住宅は、すべての生活・福祉の基盤となるものである。その意味において、住宅政策は支援の段階においてもっとも早期に介入すべきものでなくてはならない。事後的な対処策としての限定された住宅セーフティネットではなく、予防策としての多様な居住支援の展開が求められる。

* 本稿は、科研費(15K18182)の助成を受けた研究成果の一部にもとづくものである。



〔図2〕2013年6月に強制退去の問題が起こった千代田区の違法貸しルーム

川田菜穂子(かわた・なほこ)

2000年 大阪市立大学生活科学部卒業、2005年 神戸大学大学院総合人間科学研究科・博士前期課程修了、2011年 同大学院同研究科・博士後期課程修了(博士・学術)。住宅メーカー勤務、神戸大学発達科学部・教育研究補佐員等を経て、2010年 大分大学教育福祉科学部・講師に就任。2014年より現職(2015年に教育学部に改組)。

〔主な著書〕『住宅白書(共著/ドメス出版)』、『若者たちに住まいを! 格差社会の住宅問題(共著/岩波書店)』、『論点ハンドブック家族社会学(共著/世界思想社)』など。

「『居住』セーフティネット」政策に向けて

白川泰之〔東北大学公共政策大学院教授〕

1 政策の設計思想の転換を

いわゆる「住宅セーフティネット法」では、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者を「住宅確保要配慮者」と定義している*。本稿における主張は、「居住⇨住宅十暮らし」と捉え、住宅確保という「住宅セーフティネット」から「居住確保要配慮者」に対する「居住セーフティネット」への政策の設計思想の転換である。

「住宅確保要配慮者」は、住宅政策サイドからの捉え方である。他方、住宅確保要配慮者は、社会保障制度における主要な対象者のカテゴリーとも一致する。例えば、低額所得者には生活保護法や生活困窮者自立支援法、高齢者には介護保険法や老人福祉法などの法制度が対応している。すなわち、同じ人々を指して、かたや住宅というハード面から「住宅確保要配慮者」と呼び、他方、福祉サービスというソフト面からは「被保護者」や「要介護者」として対象者を捉えているのである。

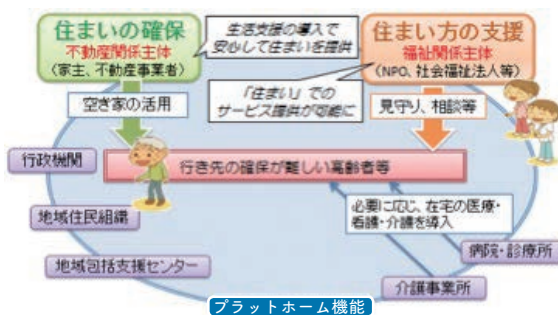
ここで、社会保障の側から見ると、対象者には施設入所者、持ち家などの住宅を確保できている者、住宅確保要配慮者が混在している。では逆に、住宅政策の側から見て、住宅確保要配慮者には社会保障が必要な者と不要な者が混在しているのだろうか。安定した職に就き、平均的な所得を確保し、本人や家族は健康、社会との関係も豊かであるにもかかわらず、住宅の確保だけに困るという状況は考えにくい。住宅確保の難しさの背景には、雇用、所得、健康、家族関係などのさまざまな生活上の

課題が潜んでいる。社会保障の対象者は必ずしも住宅確保要配慮者ではないが、住宅確保要配慮者は社会保障の対象者にほぼ包含されるのではないだろうか。これが、「居住セーフティネット」への転換を唱える根本的な問題意識である。

2 厚労省モデル事業からの示唆

筆者も委員、作業部会主査を務めた高齢者住宅財団の研究会は、「地域善隣事業」を構想した*。これは、低所得・低資産、社会資本の乏しさなどから居住の安定を必要とする者に対し、「住まいの確保」と「住まい方の支援」をトータルで提供する事業モデルである。この構想を参考に、厚生労働省は平成26年度から「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を開始している〔下図参照〕。本年9月末現在、全国で14市町がこのモデル事業にエントリーしている*。

各地のモデル事業において、対象者への支援に当たるのは社会福祉法



地域善隣事業・厚労省モデル事業のイメージ

人が多い。また、住宅の確保については、居住支援協議会と連携し協力不動産店を確保する場合もあれば、賃貸住宅市場がない又は小さい地方都市では、不動産店を通さない紹介（口コミ）が主体になっている。

事業の実施状況に関し、「居住セーフティネット」の観点から大きく二つの注目を挙げておきたい。一つは、住宅問題を入口にした包括的なソーシャルワークの実践である。対象者を把握する入口は住宅相談ではあるが、住宅確保に至るプロセスにおいてさまざまな生活上の課題を把握・分析し、解決への筋道を立ててトータルで居住の確保に至っているのである。実際の事業の対象者を見てみると、低所得や税等の滞納といった金銭問題、慢性疾患、要支援又は要介護状態といった心身の問題、身寄りがいない、介護放棄といった家族問題など多様な課題がある。住宅問題はそうした生活上の課題と密接に関連しており、両者を別個のものとして切り離して解決することはできないのである。

二つ目は、上記の生活上の課題が複合的であるということである。個人で見た場合にも生活上の課題を複数抱えていることも珍しくない。また、同居、別居にかかわらず、対象者の家族も同じような課題を抱えていることがある。このことは、居住支援を進めるに当たって、住宅と社会保障の垣根を超えるだけでなく、社会保障内部でも分野の垣根を超える必要があることを意味している。低所得者、高齢者、障害者などのそれぞれの事業実施機関が相互に連携を強化しなければ、複合的な課題の解決は困難である。

住宅問題は単体として存在するのではなく、多様で複合的な生活上の課題と絡み合っており、両者をワンセットで解決していく必要がある。これは、地域善隣事業の構想段階から想定していたことではあったが、モデル事業による実践を通じて改めて痛感することになった。

3 制度の在り方

最近では、「住宅政策―国土交通省」「社会保障政策―厚生労働省」という棲み分けを前提としつつ、両者の連携強化が加速している感がある。例えば、生活困窮者自立支援法の施行に関しては、自立相談支援機関と居住支援協議会の連携を促す通知が厚生労働省社会・援護局地域福祉課長と国土交通省住宅局安心居住推進課長の連名で発出されている^{*4}。ただし、居住支援協議会の設置状況を見ると、平成28年4月27日時点で、都道府県単位ではすべて設置されているが、市区町村単位では14市区町村にとどまり^{*5}、国土交通省は、市町村単位の設置を進めていく方針である。

こうした国レベルの連携強化の動きの一方で、市町村や居住支援の活動を行う団体からは、行政内部や現場レベルで、住宅と福祉の連携がなかなか進まないという悩みを多く聞く。現状では、居住の問題は、相互の領域の隙間に落ちている状況と言えよう。しかし、実際には、相互事業を通じて明らかになったとおり、住宅と暮らしは分かちがたく、それぞれの課題解決もまた不可分である。冒頭に述べたとおり、両者を一体とした「居住」という概念を軸に今後の政策展開を考えていく必要がある。

また、既述のとおり、生活上の課題は複合的であることも珍しくなく、さまざまな分野から包括的に対応できることが必要である。現状では、相談支援を行う機関・事業者は、被保護者や生活困窮者には福祉事務所、高齢者には地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、障害者には相談支援事業者などと多岐にわたる。これらの機関・事業者は、それぞれが受け持つ対象者にアプローチすることになるが、基本的な生活課題については、むしろ包括的に対応することが必要になる。この点について、厚生労働省では、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、「包括的・総合的な相談支援体制の確立」についても検討を進めている^{*6}。

以上を踏まえると、住宅政策と社会保障政策の「連携」から「一体化」へ、そして、社会保障分野の「専門分化」から「包括化」へ、という二つのポイントが今後の政策展開において重要になってくる。その足元を固める上で、国レベルにおける法制上の措置として、住宅セーフティネットから居住セーフティネットへの転換を図ることが期待される。これは新法制定でも良いし、例えば「住宅セーフティネット法」を居住セーフティネットの法律へと拡充することも考えられる。ここでのポイントは、この法制度を国土交通省、厚生労働省の共管とすること^{*7}と、居住支援を市町村の業務として位置付けることである。これにより、現状、そのほとんどが市町村の業務とされている福祉行政と、都道府県単位にとどまりがちな住宅行政の実施レベルを揃えることになる。

また、個別ケースへの支援の実施については、市町村自らが抱えるのではなく、居住支援協議会を設置して対応することが現実的であろう。この場合、福祉行政における「包括的・総合的な相談支援体制」との関係を整理する必要がある。一つの案として、「包括的・総合的な相談支援

体制」が居住支援協議会を兼ねるという方法が考えられる^{*8}。こうした「二枚看板」の体制により、実質的に一つの連携・協議組織が住宅確保と生活上の課題をワンセットで解決する機能を持つことになる。

無論、法律ができたからといって、現場レベルでの課題解決が一気に進むわけではない。しかし、現場を動かす根拠無しでは、一部の関係者の問題意識の高さと行動力に依存しがちな現状を打破することもまた難しいのではないだろうか。

つまるところ、今後の居住支援政策の在り方を考える上でのエッセンスは、「広がり」と時間軸の共有⁹であると考えられる。住宅や生活上の課題を断片的に切り取るのではなく、関係者が自らの領域を超える視点を持つてその解決に当たるのが「広がり」の共有である。また、入居までの支援に目が行きがちな住宅行政と、既に入居していることを前提とする在宅福祉行政の時間軸のズレを双方が埋めて、一貫性のある支援を行うことが「時間軸の共有」である。こうした基盤の上に「居住支援セーフティネット」政策が展開していくことを期待したい。

注釈

- *1 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第1条
- *2 高齢者住宅財団（平成26年3月）「低所得・低資産高齢者の住まいと生活支援のあり方に関する調査研究報告書」（平成25年度厚生労働省老人健康増進等事業）、白川泰之・平成26年7月）『空き家と生活支援でつくる「地域善隣事業」——「住まい」と連動した地域包括ケア』（中央法規出版）を参照されたい。
- *3 モデル事業の最新の実施状況については、高齢者住宅財団（平成28年3月）「医療・介護ニーズがある高齢者等の地域居住のあり方に関する調査研究事業報告書」（平成27年度厚生労働省老人健康増進等事業）第2章及び第3章を参照されたい。
- *4 「生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会の連携について（通知）」（平成27年3月27日付社援地発0327第13号、国住心第217号、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知）
- *5 国土交通省「各居住支援協議会連絡先覧」
<https://www.mlit.go.jp/common/001129860.pdf> 【閲覧日：平成28年11月2日】
- *6 厚生労働省「第1回「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部（平成28年7月）」資料

料1 地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現

*7 既に高齢者については、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）として両省共管法がある。

*8 なお、北海道本別町は同町総合ケアセンターが、福岡県大牟田市は同市社会福祉協議会が居住支援協議会の事務局を担当している。

白川泰之（しらかわ・やすゆき）

佐賀県武雄市出身。1995年 東京大学法学部卒業。旧・厚生省入省（1種法律職）。以降、厚生労働省大臣官房厚生科学課長補佐、人事課長補佐、社会・援護局援護課長補佐、大分県福祉保健部障害福祉課参事、高齢者福祉課長、新潟大学法学部准教授、医療経済研究機構研究主幹などを経て、2015年8月より現職。研究分野は社会保障政策。
【主な著書】『空き家と生活支援でつくる「地域善隣事業」——「住まい」と連動した地域包括ケア』（中央法規出版）。

母子世帯の住生活を変えるシェア居住という可能性

葛西リサ 「大阪市立大学都市研究プラザ 特別研究員」

「ただ単にハコを供給するだけでは

母子世帯の住生活問題は解決しえない。」

今や、母子世帯の9割が離婚によるものであり、それをきっかけにその多くが家を出る。すぐさま民間の借家を確保できればさほど問題はな
いだろうが、ことはそう簡単ではない。

「仕事なし」、「貯蓄なし」は当たり前前、中には、保証人の確保さえま
ならない者もいる。

悪条件が揃ったうまみのない店子に、そうやすやすと住宅を斡旋して
くれる不動産業者は簡単には見つからない。名目上、母子世帯向けと謳
われている公営住宅優先入居制度は、行き場がないからといって緊急に
入居できる類のものではないし、そもそも、希望する団地に空きがある
とも限らない。母子世帯向けの施設もあるにはあるが、住まいに窮した
からといって、これまで普通の暮らしをしてきた親子に施設入所を勧め
るといいうのもあまりにも乱暴な解決策と言えるだろう。

更なる課題は、育児をどうするのかだ。2011年の厚労省の調査
によると、離婚当時、6割近くが未就学児童を抱えている。離婚したと
たんに大黒柱となるシングルマザー。たった一人で幼子の世話と仕事を
両立することは容易ではない。就職面接の際、シングルマザーと知るや
否や、「保育所は確保できているか」や「残業時のバックアップ体制はあ
るか」などをしつこく質問されたなどの事例はよく聞かれる。このよう
に、いざ生活を立て直そうにも、住まい、育児、就労など、どこから手

つけていいのかわからず路頭に迷うケースは非常に多いのである。

ならば、ハードの安定供給にケアをコンバインさせる仕組み、例えば、
母子世帯向けのケア付き住宅のようなものが作れないだろうか。住まい
と育児の問題が一気に解決すれば、就労も安定するのではないかと短絡
的に考えてみたものの、この構想を公の場で発言する度に「カネ（資金）が
ない」と一蹴された。生活保護を活用した居住支援モデルは既に確立さ
れているが、母子世帯の生活保護受給率は意外にも低く、これを当ては
めることはまず難しい。かといって、家賃の支払いもままならない低所
得な母子世帯からケア費用を徴収することも現実的ではない。とすれ
ば、母子世帯に適応しうる仕組みとしてどのような可能性が残されてい
るのだろうか。

シェア居住という発想

ここ数年、営利企業による母子世帯向けのシェアハウスの開設が相次
いでいる。この背景には、増大する空き家の利活用や若者向けのシェア
ハウスが飽和状態となるなかで、新たな顧客開拓に乗り出したいとい
う企業側の意図があるようだ。いずれにしても、見守りや日常のちょっ
とした生活支援など、法的根拠のないケアを恒常的に、しかも散在する
地域へ運ぶとなると、それなりのコストがかかる。ここを一住戸に複数
の世帯が集まり、足りないケアを補い合うことでその負担を軽減しよう
というのが、母子世帯向けシェアハウスのコンセプトである。一時金や

保証人不要の物件も多く、空きさえあれば即日入居が可能という柔軟性や、シングルマザー向けというネーミング、そして、同じ境遇の世帯とともに暮らす安心感がウケ、入居者はじわじわと増加しはじめているのだとか。

筆者が知る限り、母子世帯向けシェアハウスの開設が始まったのは、2008年以降のことである。最初のハウスは、千葉県にてある企業がもと社員寮一棟を転用する形で開設されたが、さまざまな理由で集客に課題を抱え、すでに閉鎖されている。その後、2012年には(株)ストーンズが高所得母子世帯をターゲットとしたペアレンティングホームを開設している。同ハウスは良質なハードに加え、週2回のチャイルドケアと夕食の提供といった画期的なアイデアで、そのブランド化を成功させた。あとに続くハウスは、ペアレンティングホームの影響を受けつつ、他方で、その独自性に富んだ事業を展開し始めている。筆者は、2009年から2016年にかけて、母子世帯向けシェアハウスを手掛ける16の事業者に聞き取り調査を実施した。ここからは、それらの事例に学びつつ、母子世帯向けシェアハウスの実態について紹介していきたい。

多様なハウス・多様な仕組み

建物は、空き家となった一戸建てや集合住宅のオーナーズルームを活用したもの、官舎一棟や雑居ビルのワンフロアを転用したものや、それ専用で新築したというものでさまざまである。居室の規模も5畳から12畳までハウスによって幅広い。台所等の水回りは共用だが、世帯規模に併せて複数配置しているところも多い。居室は1世帯に1室と制限されているが、豊かな共有空間が窮屈さを感じさせない。リビングのほか、庭や屋上を開放したり、子どもの遊び場を設けたりというハウスもある。そこで暮らす居住者が「子どもをのびのび遊ばせることができ

親子ともにストレスが減った」と語るのが印象的であった。以前は、木の狭小な賃貸住宅に住んでいたというその母親は、騒音が気になり、子どもの遊びを厳しく制限していたのだとか。また、そこで生まれる子ども同士の交流を「ありがたい」と感じる声もある。子どもと一对一の生活では子に割く時間も多いが、ハウスでは子どもだけで遊ぶ時間が増え、精神的にも時間的にも余裕ができたというのがその理由のようだ。

赤の他人同士が住むのだからもちろんトラブルもある。しかし、概ね緩やかなコミュニティができつつあるというのが事業者側の評価だ。帰宅が遅くなる居住者のために夕食を準備したり、子どもの面倒を見あたりと自然な助け合いが発生している事例も少なくない。しかしそれだけでは補いきれないケアニーズもある。これを、独自のアイデアで乗り越えようとする事業者も出てきた。例えば、ハウス内に託児所を併設して残業時や病児保育に対応しようとする事例、週に数回の託児と夕食を提供するという事例、また、月に12時間分の生活支援チケットをオプションでできる事例もある。このほか、複数の事業者が、ワンコインで利用できる子育てシェアサービスの活用を推奨している。利用に際しては、ネット上で、基本情報のほか、保育所や職場等の条件を入力するのみ。登録料は無料だ。助けが必要な時に画面を操作すれば、その時助ける会員メンバーが地図上にプロットされ、簡単に協力を求めることができる。急な残業時にも柔軟に対応でき、1時間500円という安価な利用料も手伝ってこれを利用する入居者は多いのだという。

地域の特性を活かしたハウス運営

肝心の家賃はどうだろうか。これも、生活保護レベルで入居できるものから、10万円を超える物件までバリエーションがあるが、意外なのは、家賃の高額なハウスほど満室状態が続いているということである。こういったハウスの多くが、首都圏の利便性のよい地域にあり、中



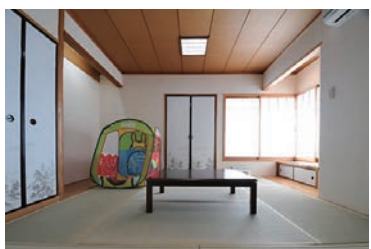
【図1】シェアハウスぼたり外観
(出所: <http://sharehouse-potari.com/>より転載)



【図2】シェアハウスぼたり見取り図(事業所より提供)



【図3】モンプラスみなの／広々とした共有のリビング



【図4】モンプラスみなの／子どものおもちゃを配置した多目的室
(図3・4出所: <http://sh-monplace.com/>より転載)

には、代官山から徒歩2分という物件もある。立地が良い分、職業選択の幅も広がるが、そのような地域にあるファミリー向け住宅は高額で手が届かない。しかし、シェアハウスであれば相場より安く住めるとあって、入居者が殺到しているというのだ。他方、苦戦を強いられているのが地方や郊外にあるハウスである。家賃は安くとも、そこに就労の場がなければ集客は難しい。そこをどう乗り越えるのか。

例えば、福岡県の郊外、宮若市にあるシェアハウスぼたり【図1・2】では、家賃額を極限まで抑えることで他社との差別化を図っている。宮若市では、子を持つ転入世帯に対して最大2万5千円の家賃補助を3年に渡り支給している。これを利用することで、本来5万の家賃が半額に抑えられるのだ。職のない入居者には、医療や介護系の事業者と連携して職の紹介もする。車のない入居者のためにカーシェアリングの仕組みも導入した。更に、退去者の住まいの問題に対峙しようと、空き家を購入。遺品整理事業者からもらい受けた家電製品を完備したその物件を、シェアハウスと同額で貸し出すという事業にも乗り出した。将来的には、リタイヤしたベテラン保育士の手を借りて託児所の開設も視野に入れているという。介護や看護分野の人手不足、空き家の増大など、まさ

に現在、地方が直面している課題を逆手にとったうまい仕組みと言えるだろう。埋もれた地域資源を賢くつなぎ、多様なプレイヤーを巻き込みながら入居者の生活をトータルにサポートする仕掛け。この実現こそが地方型ハウスが生き残るカギなのかもしれない。

誰とどのように住むのか

誰とどのような暮らしを志向するのか。この点についてもバリエーションが生まれてきた。当初は、母子世帯限定と謳ったハウスが多かったが、近年では、母子、父子、単身の男女、高齢者など、多様な世帯をミックスさせる事業者も増えつつある。この傾向について、母子世帯側は「選択肢が増え、多様な世帯と交流できるチャンス」と概ね肯定的に捉えているようであるが、その他の世帯にとって母子世帯と住まうメリットはどこにあるのだろうか。

大阪市内にあるモンプラスみなの【図3・4】では、単身女性1名と母子世帯3世帯がともに暮らす。単身女性は、かつてシェアハウスに居住し、そこで「誰かと暮らす生活に救われた」という体験からハウスへの入居を決めている。母子との生活に違和感はなくメリットは「生存確認を

してもらえ「安心感」だと語る。特に、体調を崩した際、子どもたちから心配され、その母親たちから看病をもらったというエピソードが忘れられないのだとか。仕事で帰りが遅くなると、誰かが夕食の準備をして待っていてくれたり、リビングでご飯を食べながら誰かと会話ができたりという時間は、一人暮らしでは決して味わうことができない貴重なものだろう。

また、都内にあるシェアハウスでは、単身者3名と母子世帯1世帯が集住している。この中で、中高齢単身女性1人と母子世帯の間に緩やかな助け合いが生じている。母親が残業等で不在の際には子は単身女性と楽しい時間を過ごす。3人で広いリビングで一緒に食事を楽しんだり、DVDを鑑賞したりと、一見すると本当の家族のようである。聞けば、単身女性は一人暮らしの寂しさや独居の不安から集住というスタイルに魅せられたのだという。方や、母子世帯側は自分以外の誰かが子を一緒に世話してくれるという精神的な安心感を大きく評価していた。かつて母子世帯は実家に身を寄せたが息苦しさや耐えかねてハウスへの入居を決めたのだという。互いの存在を過度に干渉せず、緩やかに繋がることのできる関係が心地いいのだろうか。コミュニティや家族関係が希薄化する昨今だからこそ、ウケる住まい方なのかもしれない。

母子世帯をエンドユーザーとして扱うことの責任の重さ

母子世帯の貧困問題が安価な住宅の供給と居住者同士の助け合いによってある程度緩和されるのではないか。このような期待を抱き、ある企業が千葉県にて開設したハウスがわずか9か月で閉鎖した。

19室ある建物の賃料は月40万円。家賃は共益費込で55,000円。8世帯が入居すれば損は出ない計算であった。敷金や保証金は不要、生活保護受給者の入居も歓迎した。しかし、立地の悪さと保育所の空きがないなどの理由から集客が思うようになかった。共同生活をするう

えでのルールがなく、入居者選定の条件もかなりあいまいなものだったと聞く。結果、入居者が集まっても、助け合うどころか、下駄箱や冷蔵庫の利用方法を巡っていざこざが絶えず、それを仲裁する第三者も存在しなかった。入居者は多い時で8世帯、最終的に定住できたのは、たったの4世帯であった。閉鎖を決めた事業者は退去を急がずばかりで対策を示すこともなかった。仕事と保育を確保し、ようやく自立に向けての第一歩を踏み出したばかりの居住者にとって、退去宣告はあまりにも理不尽なものであった。周辺に住まいを確保しようにも、高額な一時金が支払えない等の課題が挙がる。結果、仲介役となったNPOが近隣に安価な賃貸住宅を借り上げ、それをサブリースすることによって彼女の行き場を確保するほかなかったという。

母子世帯向け公的住宅支援が機能不全に陥っているなかで、企業によるハウスの開設は非常に喜ばしい傾向である。反面、彼女らの住まいを市場にのみゆだねることのリスクも同時に想定しておく必要があるだろう。経済的に困窮し、子を抱えるがゆえに単身者のように身軽に転居ができない母子世帯をエンドユーザーとして扱うことの責任は重い。

今後、こういったハウスを適正にそして、安定的に供給していくためには、営利企業が同事業に参入するにあたってのガイドラインやマニュアルの確立、ひいては、母子世帯の実情をよく知るNPOなどとの連携を促すなど、さまざまな対応が必要となってくるだろう。

葛西リサ(くずにし・りさ)

神戸大学大学院自然科学研究科修士。博士(学術)。大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員。大阪体育大学健康福祉学部非常勤講師。神戸松蔭女子学院大学非常勤講師。ひとり親世帯(母子、父子)、DV被害者、低所得高齢者等の住生活問題を専門とする。
『主な著書』「あたりの暮らしを保障する国」(共著、ドメス出版)、「これからの住まいとまち」(共著、朝倉書店)など。また、2016年度「一般財団法人住総研の出版助成を獲得し、日本経済評論社より、『母子世帯の居住貧困』を今春出版予定。

私のすまいるん

Home away from home, 第二のわが家

ドナルド・マクドナルド・ハウス

木村恵美子

「公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン 常務理事 事務局長 兼務」

あなたは「ドナルド・マクドナルド・ハウス」をご存知ですか？

病氣と闘う子どもと、そのご家族のための滞在施設。子どもが病氣で、遠く自宅から離れた病院に入院することになったら、入院する子どもはもちろん、付き添う家族の経済的・肉体的そして精神的な負担は大変大きなものがあることは想像できるでしょう。そんな家族が、入院する子どもに付き添うことができるよう、「ドナルド・マクドナルド・ハウス」は小児病院のすぐそばに建てられています。「ハウス」は一人1日1000円（患児は無料）で滞在できるよう、その建設および運営資金はすべて、企業や個人の方からの寄附や募金で賄われています。

はじめに

それはアメリカペンシルバニア州フィラデルフィアから始まりました。

1974年、アメリカンフットボール選手として活躍していたフレッド・ヒル選手の3歳の愛娘キムちゃんが白血病にかかり、入院することになりました。娘の入院中、彼がそこで目の当たりにしたのは、狭い病室で子ども傍らに折り重なるようにして寝ている母親、やむなく病院の自動販売機で買ったもので、食事を済ませる家族の姿でした。彼もまた入院先の病院が自宅から遠く離れていたため、精神的にも、そして経済的にも苦痛を感じていました。そこで彼は、病院の近くに家族が少しでも安らげる滞在施設ができないものかと考え、病院の近くにあるマク



〔図1〕世界1号フィラデルフィアハウス（1974年開設）



〔図2〕せたがやハウス（2001年開設）／東京都世田谷区、国立成育医療センター隣接

ドナルドのフランチャイズオーナーや病院の医師、フットボールチームの仲間の協力を得て募金活動が進められました。そして、彼らの切実な願いを多くの人たちが分かち合い、1974年にフィラデルフィア新聞社が提供してくれた家屋を改装し、世界初の『ドナルド・マクドナルド・ハウス』が誕生したのです〔図1〕。今では世界中42の国と地域に360か所に広がっています。

日本では2001年、東京・世田谷の国立成育医療センターに隣接し、日本で第1号となる、「せたがやハウス」〔図2〕がオープンし、今では北海道から南は福岡まで全国12のハウスで毎日ご家族を支えています。



[図3] ハウスの様子 キッチン・ダイニング



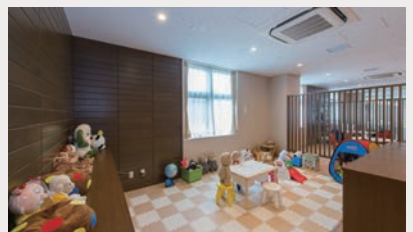
[図4] ハウスの様子 リビング



[図5] ハウスの様子 ベッドルーム



[図6] ハウスの様子 多目的室



[図7] ハウスの様子 プレイルーム

「わが家のようにくつろげる第二の家」

この「ドナルド・マクドナルド・ハウス」には、プライバシーの守られたバス・トイレ付の快適なツインベッドルームがあることはもちろん、通常のご自宅にあるような、キッチン・ダイニング・リビング、ランドリールーム、子どもたちのためのおもちゃを備えたキッズルーム、図書室などが備えられています[図3~7]。私たちが提供したいのは単なる滞在施設ではありません。「ハウス」なのです。料理、掃除、洗濯などの家事をあえてしていただくことで、まるで、わが家にいるように過ごしていただけるし、気持ちを切り替える時間にもなっているのです。

ご自宅と違うのは、そのスペースがベッドルーム以外は共有スペースであること。入院中の子どもに付き添うお母さんお父さんどうしだからこそ、お互いの悩みがわかりあえるし、相談もできます。ハウスの利用者の皆さんからも、経済的な助け以上に「自分だけではないのだと感じ、お互い励ましあえたことが何よりありがたかった」という感謝の声をいただきます。そういった精神的な支えにもなることも大切に考えているのです。

ベッドルームにテレビを置かないというのもその思いから。ツインのベッドルームにお風呂・トイレは完備していますが、だからといって部屋に一人でもったまま置いてほしくないのです。リビングやダイニングにできてきて、テレビを観ながら、料理をしながら、自然に利用されるご家族同士で相談しあえる環境になっています。

困難な時こそ家族は一緒に

誰でも子どもが病気で、とても心配で代わってあげたい、そばにいてあげたいと感じた経験があるのではないのでしょうか。

もし、自分の子どもが、難しい病気を抱えて生まれてきたら、そんな困難な時にこそ、家族がそばにすることが、何よりの力になることは間違いないです。ですが、親だって人間です。24時間付き添って、疲れてしまったり、子どもに笑顔で接することも難しくなる時だってあるでしょう。付き添う家族が、シャワーを浴び、ゆつくり眠り、食事をして、気持ちを切り替えて、また、入院する子どものそばに、笑顔で寄り添ってあげることができる。そのために「ドナルド・マクドナルド・ハ

ウス」があるのです。

地域のボランティアの支え

「ご自宅との違いはもうひとつ、ボランティアの存在です。ひとつのハウスで150名〜200名ものボランティアが協力してくれています。共有スペースのお掃除、ベッドメイキング〔図8〕や、庭の植栽の手入れ〔図9〕など、すべてボランティアによって行っていたんでいます。利用者の皆さんに、何より喜ばれるのは、さりげない「いってらっしゃい」「おかえりなさい」の声掛けです。

「病院から疲れて一人で帰ってきて、ボランティアさんに声をかけてもらえる、ホッとしました」という声も聞かれます。

また、「ミールプログラム」といって、材料を買って、料理を作って、利用者の皆さんに無料で夕食を用意するボランティア活動もあります。メニューから考えてくれて、レストランのコース料理のような凝った料理がでること。日頃誰かに料理をしてもらうことの少ないお母さん方



〔図8〕ボランティア ベッドメイキング



〔図9〕ボランティア グリーンボランティア活動

に大好評です。

「わが家」と感じていただくため、もうひとつの特徴として、温かみのある手作りアイテムの存在も大きいです。ボランティアグループの中で得意分野を生かして、ベッドカバー、クッション、ティッシュカバー、タペストリーなどハウスの中には、キルトや刺繍をした手作りのものもあふれています。

「家・ハウス」

建物を建て、設備を用意しただけでは、単なる滞在施設であって、「ハウス」ではありません。毎日、支援してくれるボランティアの存在と、利用者の皆さんの生活がそこにあつてはじめて「ハウス」と呼べるのです。そんな人々の「愛」のあふれる場所。それが「ドナルド・マクドナルド・ハウス」です。

厚生労働省のデータによれば、難病を抱える子どもは約20万人いるといわれています。全国の小児病院の隣には、「ドナルド・マクドナルド・ハウス」が必ずある、そんな日がくることを目指し、そして一人でも多くの子どもとそのご家族の笑顔が増えることを祈って、その支援の輪を広げてまいります。

* ドナルド・マクドナルド・ハウスへの御支援は左記ホームページから。
<http://www.dnmc.jp/>

木村恵美子(きむら えみこ)
公益財団法人「ドナルド・マクドナルド・ハウス」チャリティーズ・ジャパン 常務理事 事務局 局長 兼務
難病と闘う子どもとその家族のための滞在施設、「ドナルド・マクドナルド・ハウス」を小児病院のすぐそばで、全国12ハウスを運営中。

「ひろば」

リノベーションまちづくりにおける 住まいからの福祉へのアプローチ

鳴田洋平

株式会社らいおん建築事務所代表取締役

縮退局面のなにも始まらない時代の建築の仕事

僕の主宰するらいおん建築事務所には実にさまざまな仕事の依頼がある。建築設計事務所への仕事の依頼といえば、「家族の住む住宅を新築するので設計して欲しい」とか「カフェを始めたいので、インテリアのデザインをして欲しい」とか、従来は、何を建てるのか、何を始めるのかが明確になったクライアントからの相談だったけど、最近は「住んでいた分譲マンションが空き家になってしまうのだけど、なんとかならないでしようか。」とか「相続して取得した沿線住宅地の一戸建ての住宅をどうしていいかわからない。」といった類の相談がほとんどだ。そこには、何か新しいことを始めようという意志はない。ストック時代の建築の仕事は、新しく建物を作る仕事ではなく、すでに建っている建物の、使われなくなってしまう空間の新たな使い方を考える仕事に移行してきた。

設計事務所の経営とは別に、僕は全国のいろいろな地域でリノベーションまちづくりに取り組んでいる。リノベーションまちづくりとは、今あるものを使って、新しい使い方をして街を変えていくことで、縮退してしまったまちなかに新しいビジネスを生み出しながら民間が自立して経営を持続させながら小さくまちを変えていくやり方だ。全国の30くらいの都市で既に実践している。

空き家問題から見えてくるエリアの課題

建物が使われてなくなってしまう理由はさまざまなものだけど、突き詰

めて考えていると見えてくるのが、その建物が建っているエリアの課題だ。古く開発された郊外の住宅地は総じて高齢化が進んでいて子どもたちは地域外へ出てしまう。エリアは住むためだけのまちなので仕事はなく、広い一戸建てに住む高齢者の単身世帯が増えている。地方の駅前の商店街はモノを仕入れて売るといって小売物販の商売では成り立たなくなってしまう、やはり高齢化に悩まされ、空き店舗が増加している。僕が住んでいる豊島区に関して言うと、地方からの新入学の大学生や新社会人などが住むまちとして流入によって支えられた池袋周辺の住宅地は、ワンルームアパートが過剰に供給されていて、ファミリーが住むのに適した賃料の住宅が著しく不足しているという偏った状態になっている。20代30代の子育て世代の女性の人口減が課題となっているように単身高齢者の一人暮らし世帯が増え続けているのだ。空き家や空き店舗として認識されないが、それぞれのエリアに利用度の低い不動産が増えていき、そうなることでエリアはその価値を著しく失い、エリアに固有のさまざまな問題を巻き起こす。

使い方を考える時代の新しい住まいの形

僕らの仕事は、こういった何に使ってよいかわからない「空間資源」の使い方を考えることだ。最近おもしろい提案をした。町田のニュータウンに住む80歳代の高齢のご夫婦から、夫婦で広い家に住んでいるので、その空いている部屋を有効に活用できないかという相談があった。かな

り古くに開発された住宅地で敷地割も大きい。駅からも車で15分ほどかかる住宅団地である。180㎡くらいの一軒家が建ち並ぶ住宅地で、最近は相続によって所有者が変わったのち売却された土地が二つ〜三つに割られて小さな建売住宅に建て替わり、そこに新たな若い世代が住むというエリアだった。建売業者の開発によって駅からも車で15分ほどかかる住宅団地である。街並みが変わっていくことも残念なようだった。しかしよく調べてみると、そのエリアは、高齢化こそしていたものの最近子育て世代の人たちの流入がかなりあった。子育てしやすい環境であることと、取得しやすい住宅の供給があったのだろう、そして保育園の整備もすっかりされていた。老婦人は僕たちにこのようにもおっしゃった。「私たちは歳を取ってしまったけれどまだまだ元気だし、若い人たちから年金暮らしの悠々自適な高齢者みたいな目で見られるのはちょっと残念。なにか若い世代の人たちのために、社会にできることもあると思うのに」。そこで、僕らは、空いている個室に水回りを整備し、キッチン風呂トイレ、そして共用のリビングをつくって、もう二世帯のシングルマザーと子供二人の世帯に住んでもらうてはどうかという提案をした。たまに老夫婦が子どもの面倒を見てもいいし、気分が乗っていれば一緒に食事をしてもいい。つかず離れず。お母さんたちにとっては何かあったときに最低限に頼れる人たちが同じ屋根の下に住んでいる関係。昔は当たり前だった子育ての環境を、高齢者福祉や子育ての支援を今のストック型社会のリノベーションによる住宅は実現できるかもしれない。

民間が補助金に頼らずに事業で解決する

高齢者福祉と児童福祉や子育ての支援は、制度として政策面からのさまざまなアプローチがなされている。それはどれも行政が税金を原資にして補助金によって民間に支援を行っている。でも僕らが全国各地で推進しているリノベーションによるまちづくりは、補助金には頼らない。

社会や地域の課題は民間がビジネスとして解決する。その時に、さまざまな都市地域経営の課題をまとめて解決するのが僕たちの手法だ。人口減少縮退局面のわが国は、自治体は人口減による歳入減と、高齢化による歳出増という二重の財政課題を抱えている。このような局面では行政のサービスは福祉分野においてもどれほど維持できるかは不透明だ。だからこそ、民間が補助金に頼らずに公共の一翼を担いながら社会の課題を事業で解決していく必要がある。もはや社会福祉は行政だけで解決できる課題ではない。

リノベーションまちづくりで取り組みたい福祉の実現

私たちは右肩上がりの時代に作ってきた建物という社会資本をもう既に持っている。そのなかの遊休化した空間を資源と捉えたところで、新たなビジネスを創り出す。社会福祉の実現とストック活用のリノベーションによるエリア再生は同じ方向を向くベクトルで実現可能なプロセスだと思っている。そのことで縮退エリアは息を吹き返す。「1階にはまちに開かれた食堂のあるシングルマザーのシェアハウス」、「主婦たちの働く場であるコワーキングスペースに託児所を隣接させる」。このような提案が実際になされ、実現しているものもある。新しい子育て支援のあり方、新しい高齢者福祉のあり方、新たな暮らしと新たな仕事をエリアに生み出すことがその地域の雇用と産業を呼び起こす。リノベーションまちづくりで実現する新しい住まいから福祉へのアプローチをこれから、さまざまな地域で実践したいと思っている。

嶋田洋平(しまだ・よへい)

1976年福岡県生まれ。東京理科大学理工学研究科建築学専攻修士課程修了後、建築設計事務所「みかんぐみ」チーフを経て、2008年「らいおん建築事務所」を設立。2012年北九州家守舎を、その翌年には都電家守舎を設立し、生まれ育った北九州市の小倉、そして家族と暮らす豊島区稚司が谷の間を行き来しながら縮退エリアにおけるリノベーションまちづくりによる再生事業を行っている。現在、「らいおん建築事務所代表取締役、北九州家守舎代表取締役、都電家守舎代表取締役、リノベリング代表取締役、神田川ベーカーリー代表取締役、The Case 取締役を務める。

「空間」を「場所」に変えるまち育て

北原啓司〔弘前大学大学院地域社会研究科長・教育学部 教授〕

まちづくり(成長社会)から
まち育て(成熟社会)へ

われわれが学生時代の頃は、とにかく「成長の社会」でしたが、いまは「成熟の社会」へと移ってきています。弘前が日本一のリンゴも、ある大きさまで成長し、あるところからは大きくならず、中に蜜をためて熟していきます。われわれの先輩たちがやってきたまちづくり・都市計画は、高度成長期にどンドン成長していきました。その延長上のどこかで熟していかなければいけなかったのに、まだ大きくなろうとして、まさにリンゴの中の「す」のごとく空洞化していきました。「まち育て」は、その蜜をもっと濃くしていかうという話ではないかと思っています。そのときに大切なのは、「だれが濃くするのか」と思います。

なくなり、たべる人が素材を提供したり、味見して意見を交換したり、プロセス全体に参加していくことが、これからの「まち育て」の醍醐味ではないかと思っています。

都市社会学の権威である奥田道大先生が、「まちづくりの住民参加というのは中間的な人々、マジョリティを想定している。コミュニティ理念の線形的展開である」といいました。これを自分流に解釈して、僕は「まちは微分である」と考えています。みんな傾きが違うのに一本の線でつながっているというものは、いわば微分の世界です。違うものが集まってひとつのまちになっている、そのつながりみたいなのが実際だと思っただけです。これまでは、黄緑の中にちょっと違う水色があったとしても、やっぱりそれは黄緑になってしまおうというような、そういう積分のまちづくりをしてきたのではないだろうか。合併の時代だからこそ、「微分の世界」を考えながら都市計画をやっていく、その考えを何とか実践できないかと試行錯誤してきました。

マジョリティからはずれた人は、そんな変わった人なのだろうか。人と違う意見を多数決の原理で消してしまう怖さを、住民参加型では特に重視しなければいけないと思います。たとえば、ワークショップは、マジョリティの存在を知るためではなく、そこからはずれた人たちがどんなことを考えているかというあたりをちゃんと気付かなきゃいけないのではないか。ワークショップのあとに意見をまとめるのではなく、「あのとき、ああいうことを言った人がいた」ということを、どういふふう全体に生かしていくのか、そういうことが大事なんだという気がします。

「まち育て」に必要な発見的な学び〈まち学習〉
こういう考えに至ったのは、ぼくが教育学部に異動したときに、「総合的な学習」の研修として、小澤紀美子先生から誘っていただいたイギリスの小学校の授業風景のことでした。



〔図2〕「わたしの停留所」を発表する女の子

THE good, THE bad & THE ugly		
the good	the bad	the ugly
I want to keep...	I want to get rid of...	I want to improve...
TREES PLANTS	FLOOR OLD TOOLS WASTED GREAT RESOURCES	TRASHES SOURCES DRAWINGS ON SKETCH



〔図1〕イギリスの小学校のユーザ・サーベイの分類(上)と、発表の様子(下)



小学校の校庭のユーザー・サーベイで、校庭がどんな風に使われているかを調べさせる授業だったので、そこで驚いたのが、「good」「bad」と並んで「ugly」という三つの分類方法についてでした「図1」。この「ugly」というのは今は醜くみえるけど、やり方次第ではよくなるというもの（want to improve）。「improve」というのは、まさに「まちづくり」環境整備をしていく人にとってはとても大事な単語だと思います。それをすでに子どもたちに考えさせているんです。

この授業がうまくいっている証拠は、どのグループも、「ugly」に対する子どもたちの反応が一番多いということです。「良くも悪くもないんだけど何かしなきゃいけない」と考えるやり方は、もしかしたら地域やまちづくりにも共通するのではないかと、そう思い始めました。

もう一つは、同じ頃に、延藤安弘先生に巻き込んでいただいた「いわきまちづくりコンクール」でのことでした。そのと

きに、思いもしなかった目線の作品を見て、僕はハッと気づかされました。

それは「わたしの停留所」というタイトルルのスケッチブック一冊の作品でした「図2」。これをつくった女の子は、バス通学ではありませんが、学校から自分の家までの道のりを、すべて立面図で描いていました。まず最初にタカハシさんの縁側、そこでおばあちゃんがミカンを食べながらこっちを見てにこっと笑っている。その次がマエタさんの玄関で、「猛犬注意」で犬に追いかけてられる……。

これを見て、ふと思ったんです。われわれは景観計画や、中心市街地活性化基本計画のときには、まず全体計画の図面をベースに考えてきました。でも、われわれは一度もこんなふうに、上からまちを見て歩いたことはないんです。実は、「タカハシさんの縁側」を見ながら歩くというような、そういう立面の展開のなかでストーリーが広がっていて、むしろそこから考えた計画論であるべきなんじゃないだろうか、と。

「私」の「空間」が「公」の「場所」にかわる
この写真を見てください「図3」。これは、小学生に「好きな景観、嫌いな景観」

ないだろうか、と。

その後、実際に弘前の景観計画で、市民の写真コンテストをして、みんなが普段どんな景観に注目しているのかをアイレベルで調べ、道路を景観重点の軸にするという景観計画を行いました。上から見るまちづくりではなく、「軸」で考える「通りを歩く目線を大事にするまちづくり」をやろう。そのときの転機になったのが、この時の女の子の作品でした。

つまり、「私」が関わることで「空間」を活性化させて「場所」になっていく。行政がつくる場所を公の「空間」というのではなく、私の「場所」にしていくという発想です。そういう物語を題材に研究や実践ができないかなど考え始めたのが1990年代の後半でした。

この話を聞いてみると、「ずっと使われないまま置きっぱなしになっていて、毎日学校から帰るとき怖い。向こうに誘拐犯とかお化けがいそう、いつも走って通り過ぎてくる。こんな気持ち悪い、汚い、恐い空間があるのに何も変わらない」と。ここが市役所の場所じゃないことは、その子も十分わかっています。だけど、ここはみんなに見られる場所です。そういう場所に置きっぱなしにしていくということを含めて「市役所が悪い！」



〔図3〕小学生が撮影してきた「嫌いな景観」。写真タイトルは、「そのまましておく弘前市役所が悪いと思う！」



北原啓司(きたはら けいじ)

1979年 東北大学工学部建築学科卒業。1985年 東北大学大学院工学研究科博士課程単位取得退学。
1985年 東北大学工学部建築学科助手。1996年 弘前大学教育学部助教授。
2003年 東北大学にて博士(工学)取得。2003年 弘前大学教育学部教授。
2004年 弘前大学教育学部副学部長。2014年より現職に。
『主な著書』『まち育てのススメ』(弘前大学出版会)、『まちづくり学習』(編著、丸善)、『東日本大震災 弘前大学からの展望』(共著、弘前大学出版会)、『東日本大震災からの復興まちづくり』(共著、大月書店)、『対話による建築・まち育て』(共著、学芸出版社)など。

と言っているのです。私はこの話を聞いて、自分は知らない間に公と私を所有権で考えてしまっているんじゃないか、ということが気になりました。

そんなときに、溝口雄三著「語の辞典公私」(三省堂)をすすめくださったのが、林泰義さんでした。そこには、「公は平分なり、ハムに従う。ハは猶背くなり。韓非曰く、ムに背くを公と為す」とありました。つまり、公と私是对立語ではない。わたしたちは「公私混同」とか、「公と私のけじめ」など、公と私を真逆の言葉として捉えています。どちらも同じ「ム」から始まっているんです。

今、ぼくは中国の「公と私」を自分なりに解釈して使っています。たとえば、商店街で「皆さん、一緒にアーケードをつくりましょう」なんて言うよりも、「みんなのために考える前に、あなたの店を子どもや孫にどう継がせるかを考え始めてみませんか」という話をしています。大方、それなら良いわ、と了承してくれま

の要因です。

「私」の「空間」が「公」の「場所」に変わっていくわかりやすい事例に、黒石の「こみせ」(図4)があります。これは、上越地方の雁木と同じように見えますが、大きな違いは、この空間が民家の敷地だということ。実は、江戸時代の黒石の藩は、この空間に対して固定資産税をカットしてきました。そういうマネシメントを古くからやってきたおかげで、この空間がずっと続いてきたのです。自分の空間をみんなに提供して、本来はプライベートな空間が、パブリックになるう

としてます。さらにすごいのは、このなかの店が潰れてマンションになるという話が出たときに、このこみせが消えるという危機感から、市民20人で、6900万のお金を16年ローンで借りたことです。それについて聞いたら、「いやあ何だかよくわからないけど借りちゃったんだよね」と言っています。不思議なまちなだと思いま



【図4】黒石こみせ通り

た。このまちは、私の空間と公の空間みたいなものを自動的につなげてしまう不思議な伝統のあるまちなんです。

またここには「かぐじ」という敷地の裏手に細長い敷地があって、これをうまく使いきっていませんでした。近隣と共同で建て替えるなどオモテ化させることは可能ですが、古くからの近隣関係のもつれなどから、なかなかうまくいかないものです。ところがそれを見ていた黒石市が、誰からそのかされるわけでもなく、そこを買い取ってしまったんです。こうして、立入禁止の「空間」がみんなの「場所」に変わったのです(図5)。



【図5】公の場に生まれ変わったかぐじ

「場所」にこだわる「まち育て」地域づくりにまちの人たちを参加させたいと思ったときに、今まではリーダー育成塾とかリーダー養成講座などで、人材を育ててきました。しかしいま「まち育て」に必要なのは、みんなを引っ張っていく人ではなく、そういう場所があった

ら、自分で使いたいと思う人をみつけて、どのように巻き込むかだと思います。

そういう人を、ぼくは「まちをたべる人」と言っています。一般の方を「まちをつくる人」として養成するのではなく、てつくれた「空間」に自分の思いを乗せて「場所」にするような人と一緒に仕事をしたいのが本場の役割担じゃないかというふうな気がします。ある「空間」に、自分の思いややりたいことを載せて「場所」に変えていくというのは、行政にはできませんし、ぼくら専門家にもできません。これをやってくれる人がいないと「空間」はいつまでたっても「場所」にならないんです。



【図6】「こみせ」や「かぐじ」の活用を考える住民主体のワークショップ風景

では、その「場所」って何でしょう。以前、住民参加型でつくった「青森市佃気象台跡地公園計画」でのことでした。この公園の完成2年後に見に行ったときに、隣の敷地の小学校の子と私たちがかっこを掃除をしていたんです。「どうしてきみたち公園の掃除もしてるの?」と聞



〔図7〕公園ワークショップの様子

いたら一人の女の子がこういいました。「だって、ここ、私たちの場所だもん」。その言葉を聞いたときに、こういう言葉をほくらが言える場所であるのかなと思いました。それ以来、「場所」という言葉をかなり意識し始めるようになりました。

この子どもたちが掃除していた公園は、地域の方の参加型ワークショップでつくった公園でした。ほくたちも学生を含めみんなで公園づくりに参加し、当時青森県の職員だった高坂さんという方は、その後も「あおもりワークショップ」としていろいろな活動を続けました。

地域の方々と十数回のワークショップを通じて、参加したみなさんが思い想いの公園の模型を作っていました〔図7〕。ところが8回目のワークショップで市役所の方が、「あなたたちの提案では予算が足りないのです、この間の模型返すから必要のないものを剥がしてください」と言ったんです。すると「そんな言い方

はないだろう」と、みんなが言いはじめ、一時は険悪な空気が流れました。市役所が提示した予算は5000万円、一番高い模型は、2億6000万円でした。でもそのとき、子どもたちのグループが、「ほくたちの案は1億2000万円と言われた。この案の半分諦めたら6000万円でしょう。六つのうち三つ諦めるから1000万円くらいおまけして」と言ったんです。もちろんそんなに単純な話ではないんですが、市役所の方も唖って、そこから交渉が始まったんです。この子どもたちの素直なネゴシエーション技術にみんな感動しました。そんなこんなで何とかうまくいって完成した公園で、その光景を、小さいながら脇で見たのがさっき掃除していた子たちだったんです。子どもたちは、まち育てのプラトとして育てていたんです。

こんなふうに「自分たちの『場所』を持ちたいという気持ちは誰にもあると思います。そのときに、所有ではなく利用でいいんだと思います。いま、私たちは持ちすぎて動かせなくなったものがいっぱいあります。この発想で考えれば、まちはもっと変わるのじゃないかと、「まち育て」を日々実践しています。

*第5回住総研 清水康雄賞 記念講演会 2016年11月2日 / 於：第一ホテル東京より編集・構成

「空間」を「場所」にかえる東北のまち育ての事例

黒石こみせ通り旧松の湯再生計画

—青森県黒石市

全国から集まった建築・都市計画系の学生が、この町のあり方について専門家と討論するワークショップで提案されたテーマのひとつ「旧松の湯の再生」をさらに発展させ、市民参加型で模型をつくり、公開シンポジウムで市長をはじめ各関係者、専門家と討論を重ねるなど、さまざまなワークショップで空間を再生活用。これを契機に、「黒石まち歩きツアー」や「小さなまちかど博物館」など、地域住民が発信する「歩いて回れるくつろげる町」の活動が展開している。



相馬村安田団地集会場 すばる103

—青森県旧相馬村

相馬村に計画された103区画の居住予定者にワークショップに参加してもらい、この団地に住んだらどんなことをしたいか、どんな場所が欲しいかを考えながら交流を深めるプロジェクト。なかでも集会所は、空間の利用方法や管理の仕方までを議論。これらの意見をもとに、プロポーザル型の設計競技によって完成した（日本建築学会東北建築賞奨励賞を受賞）。17年を経て集会所は当初議論された使い方は異なってきており、集会所を起点に活性化させるワークショップを再開した。



きたかみ震災復興ステーション

—岩手県北上市

東日本大震災で被災され、北上市で生活の再建に取り組む方々に向けて支援活動を行う施設。これは、事前の都市マスタープラン計画の段階で北原氏が提案したコンセプトは、復興支援体勢の構築においては、市内のそれぞれの地区が一つの花となり、独自の色を深めながら、きたかみのまち全体を元気にする「あじさい型集約都市」に基づいて、中心市街地にあるこの施設を基点に、市民参画を重視した後方支援とその運営が行なわれている。



土手住専科と上土手スクエア

—青森県弘前市

土手町の商店街の方々をはじめた「土手住専科」は、店主が自ら「街なか暮らし」を描き、実現のための取組みを北原氏がサポートするまちづくり勉強会。この「土手住専科」をきっかけに、東北初めての借上げ公営住宅や、活動に共感した新聞社が場所を提供した多目的空間「上土手スクエア」が完成。また、北原氏と住居学研究室のゼミ生が制作する地元ラジオ局の番組「まち育てない」と（毎週土21.00～）は15年の間まち育てを語る場として地元根付き、さまざまな活動と連鎖している。



住総研だより

住総研研究論文集No.43 出版(予告)

2016年度研究論文17編(重点テーマ8編、自由テーマ9編)が提出され、査読後1月の研究運営委員会で審議された。論文および論文評は、「住総研研究論文集」No.43として、2017年3月末に出版予定。また、同委員会で第15回「住総研研究選奨」の候補が選出され、2017年3月開催の理事会・評議員会を経て、6月に表彰される予定。

住まいの本展(報告)

住総研の図書室は、住まい・まちづ



「住まいの本展」展示風景／
住総研図書室——住まいの専門図書室
開室時間：9:00～12:00 / 13:00～16:00
休室日：土日祝祭日、年末年始、夏季休暇、その他
利用資格：どなたでもご利用いただけます。無料



〔右〕夏休みの宿題として
持ち帰り用エアハウス
〔左〕中庭に設置したエア
タワー



子ども図工教室／子ども20人が入れる新聞紙の
エアハウス。完成後は、子ども達は大喜びで破壊



清水康雄賞受賞式／北原啓司氏(前列中央)と理事
および選考委員

第5回住総研清水康雄賞 決定

「第5回住総研清水康雄賞」として北原啓司氏(弘前大学大学院地域社会研究科教授・教育学部副学長)を決定した。

贈呈式・記念講演会は2016年11月2日に第一ホテル東京にて開催。北原氏には表彰状と正賞として江戸切子の花瓶、副賞として賞金200万円が贈られた。式典には86名が参加した。

記念講演「空間」を「場所」に変えるまち育て」では、北原氏の地元東北地方を中心に住まい・まちづくりの実践とその担い手を育てる事例が発表された。また取り組みのひとつとして「黒石こみせ通り松の湯再生計画」や今まで関わってこられた多く

住まい読本9 発行

「受け継がれる住まい——住居の保存と再生法」

住総研「受け継がれる住まい」調査研究委員会著／柏書房(株)／2016年3月発行／定価1800円+税

住まい読本10(予告)

「リビング・キュレーターの家」(仮)織田邸出版企画委員会著／(株)ハシモトオフィス *2017年3月発行予定

「すまいろん」100号記念連載「すまいろん」単行本化(予告)

「すまいろん」再発見
——世界と日本の珠玉の住宅76」
住総研編／(株)建築資料研究社

*2017年2月発行予定

第45・46回住総研シンポジウム(報告)

◎「住環境再考——スマートから健康まで1」 2016年7月28日／建築学会館／参加者136名

▽趣旨説明・田辺新一(早稲田大学教授)▽講演・田辺新一(前掲)、星旦二(首都大学東京名誉教授)、甲斐徹郎(㈱チームネット代表取締役)▽コーディネーター・清家剛(東京大学)

の方々が紹介された。(詳細は46頁参照)

院准教授)

●「住環境再考——スマートから健康まで2」 2016年9月8日／

建築会館／参加者101名

▽趣旨説明・コーディネーター…田辺新一(早稲田大学教授)▽講演…清家剛(東京大学大学院准教授)、岩船由美子(東京大学大学院教授)、山本

恵久(朝日経B社)

第4回「住まい・まち学習」教育実践研修会 参加者募集

「住まい・まち学習」を教える先生や関心のある方々が対象の実践研修会。実際に「住まい・まち学習」に取り組んでいる学校の発表や、体験型のワークショップを通してカリキュラム作成スキルを育成する。

【参加者募集】

▽日時：2017年3月20日(月・祝)13時より

▽場所：東海大学高輪キャンパス4号館(東京都港区高輪2-3-23)

▽申込方法：

住総研HPより
<http://www.jusoken.or.jp/diffuse/study.html>

▽参加費・無料 ▽定員：60名

▽後援：国土交通省

「住まい・まち学習」普及委員会／

委員長：小澤紀美子(東京学芸大学名誉教授) 委員：大道博敏(元江東区立越中島小学校主幹教諭)、勝田映子(帝京大学准教授)、志村優子(まちづくりプランナー)、炭竈智(教育図書株式会社)、仙波圭子(女子栄養大学教授)、村上真祥(国土交通省住宅局住宅政策課)

住教育授業づくり助成募集

住教育授業に取り組む小・中・高校に対する費用助成。

【助成概要】

▽助成金額：各校一律10万円

▽応募資格：「住まい・まち学習」に取り組む、国内の小・中・高等学校(高専を含む)。国立・公立・私立は問わない。原則として1校1申請。

▽募集校数：全国で5校

▽応募期間：2017年4月1日(6月30日) *当日消印有効

▽応募方法：住総研HPより
<http://www.jusoken.or.jp/diffuse/education2.html>

報告書の提出：実施した授業内容を所定の報告書にまとめ提出。報告書は住総研HPに掲載。

第3回住総研博士論文賞募集

住関連分野における研究発展のため、若手研究者・実務家の育成及び支援を目的に、将来の「住生活の向上」に役立つ優れた博士論文を表彰する。

【応募資格】

住生活の向上に寄与すると考えられる論文で、次の項目すべてを満たすこと。

1. 過去3年(2014年4月1日～

2017年3月31日)の間に、博士の学位を取得した論文で、所属長もしくは指導教員の推薦があるもの。なお、同じ指導教員の指導の下で行われた博士論文の応募は1編のみとする。

2. 申請研究者は、概ね40歳以下の方。

3. 住総研博士論文賞の募集に初めて応募するもの。

4. 論文の言語は、日本語または英語とする。

【応募概要】

▽表彰数：1～3編程度

▽賞の授与：賞金10万円

受賞論文は成果発表の機会を設けると共に、住総研HP上で、受賞者リストと成果発表動画を公開する。

▽応募期間：2017年5月1日～2017年9月30日

▽応募方法：住総研HPより申請書

を入手し、必要書類と共に郵送

http://www.jusoken.or.jp/comment/paper_gaiyou.html

「すまいろん」購読のご案内

●「すまいろん」は年2回刊(2月と8月)です。

●定期購読料(税・送料含む)

1年購読(2冊) 1500円

3年購読(6冊) 4500円

●購読料のお支払い

郵便局備付の青色の振込用紙をご利用下さい。

▽口座番号 001100-316639

▽加入者名 一般財団法人住総研

*払込入欄に購読期間(1年または3年)をお書き下さい。*ご希望の送付先を払込入欄にご記入下さい。*途中解約はできませんのでご了承下さい。*振込手数料はご負担下さい。

●単品での購入

最新号ならびに在庫のある号についてはバックナンバーもご購入頂けます。ご希望の号により価格が異なります。詳細は左記URLのページをご覧ください。

http://www.jusoken.or.jp/publish/sunairon_old.html

オクタヴィア・ヒル物語——住宅と人との関係性

中島明子（和洋女子大学教授）

〔すまいぼん〕

最

近、「居住支援」という言葉が、住宅政策の場でも使われるようになった。公営住宅の直接供給ではない施策を指し、住宅という建物に住む居住者が、安定して暮らすための支援をいう。新自由主義が席卷する超高齢社会にあつて、低所得、高齢、疾病、障害、一人親であったり外国人であるといった、社会的困難を抱えた人々にとって、生活の基盤となる住宅が必要であるのは当然だが、建物の提供だけでは、人間の尊厳をもつて喜びに満ちた暮らしができない。家族機能やコミュニティの役割の変化も大いに関係している。そこに居住支援の意義があり、建物（住宅）と、そこに住む人々との関係性を好ましいものにするための手段である。

この居住支援は「住宅管理」と呼んでもよいのだが、住宅管理が、建物・設備の維持と家賃収納の最低限管理として定着してしまったので、住宅管理の外側に居住支援が浮上した。本来住宅管理の内容には、居住者の生活の質を高

め、コミュニティを活性化させる機能があつたが、住宅の規模が拡大し、所有と管理が乖離する中で、住宅管理はルーチンワークに墮してしまつた（ここからは、包括的内容をもつた住宅管理を「住居管理」としておこう）。

建物としての住宅と、そこに住む人との関係をよりよきものにするために住居管理を行ったのがオクタヴィア・ヒル（Octavia Hill、1838年～1912年）である。

オ

クタヴィアは、イギリスのビクトリア時代に活躍した社会改良家の一人である。

ナショナル・トラストの創始者の一人として日本では知られているが、近代住居管理のパイオニアである。またその流れてオープンスペース（貧しい人々のための屋外の居間）運動にも貢献した。

オクタヴィアが最初に住居管理を開始したのは、1864年にロンドンのパラダイスプレースの3戸の家主となった時である。彼女の住居管理の方法は、家

賃蒐集時に住戸を訪問し、借家人の暮らしぶりを観察し、信頼関係をつくり、建物の維持管理や清掃等の指導や文化的活動を行い、失業して家賃が払えない場合には仕事を紹介することも行った。そこから借家人に共同体意識が芽生え、彼らは都市の意味ある存在に変わっていった。このような成果によりさらに住宅の管理を依頼されるようになり、訓練された女性をハウジング・マネージャーとして配置した。

しかし、オクタヴィアはナショナル・トラストの設立やオープンスペース運動については称賛されても、住居分野では長らく論争の人であつた。当時興隆しつつあつた社会主義の立場からは、真の貧困の原因に目を向けないという批判があり、もう一つは、住宅分野への国家の介入に対して反対したこと等が大きく影響している。

それでもオクタヴィアが行つた住居管理は、死後も公営住宅管理にヒル・システムとして生かされ、供給戸数が膨大に



〔右〕オクタヴィア・ヒル
〔左〕レッド・クロス・コッテージ、ホールとガーデン
（2点：オクタヴィア・ヒル生誕地博物館発行の絵葉書より）



『イギリスにおける住居管理
——オクタヴィア・ヒルからサッチャーへ』
著者：中島明子
発行：東信堂/2003年
価格：¥7,453(本体)+税



なり人件費負担が大きいと批判されたが、イギリスの住居管理の底流となっている。

このオクタヴィアの住居管理方式は日本でも戦後の一時期導入された。URの母体である日本住宅公団において、初代加納久朗総裁は、「団地を単に物としてとらえるのではなく、新たなコミュニティの発生として考えること、したがって住居の管理を行うにあたっては、居住者へのサービスを重視する」と

いう考えの下で、管理人とは別に、福祉や住居の大学教育を受けた女性を「ヘルパー」として雇用した。これはオクタヴィアの後継者による女性住居ワーカー連合により、公営住宅に配置されていた女性管理人等がモデルとなっている。この経過は拙著『イギリスにおける住居管理——オクタヴィア・ヒルからサッチャーへ』(東信堂/2003年)に詳しい。

近

年になってイギリスでオクタヴィア・ヒルに光を当てた一人が、LSE教授アン・パワーである。彼女は荒廃した公営住宅の再生に取り組んでいた人で、オクタヴィアの言葉、建物と人々を念頭に、『人々よりの建物を——20世紀公営住居管理』*を著し、そのスタートにオクタ

ヴィア・ヒルを置いた。

アン・パワーが、1986年にブリクソン図書館で見つけ、コピー版として復刻したのがモバリー・ベルによるオクタヴィア・ヒルの伝記で、これを翻訳したのが、『英国住宅物語——ナショナルトラストの創始者オクタヴィア・ヒル伝』(日本経済評論社/2001年)である。

この本の原著はオクタヴィア・ヒル生誕百年を記念して出版された最初の詳細なオクタヴィア・ヒルの伝記である。原著は長谷工総合研究所のHASEO Garden Clubs Collectionにある。この本に出合うまで、オクタヴィアの借家人に対する高圧的態度や公的介入への反対等が受け入れ難かったが、税金による安易な援助が受ける人を墮落させ、与える人の自己満足に陥らせるからといった理由であること等が本書からわかった。

2012年はオクタヴィア・ヒル没後百年で見直しがされている。彼女が推奨した住宅は、庭があり、低層で小規模なものであり、人々が心地よくかわり

中島明子(なかじま あきこ)

和洋女子大学生活科学系教授、NPOすまたさわかきネットワーク理事長。1946年長野県生まれ。京都大学工学研究科博士課程修了、博士(工学)。専門は居住学。研究テーマは地域居住政策、貧困居住と居住支援、地域誌、建築分野とジェンダー。『主な著書』『イギリスにおける住居管理——オクタヴィア・ヒルからサッチャーへ』(東信堂)、『白文文化村』(編著/日本経済評論社)、『テナメントのヒューゲンな生活空間——住まい・高齢者住宅・デザイン・都市計画』(編著/明文社)

築しめるものであった。彼女が直接建設した住宅の一つにレッドクロス・コテージがあり、ドラマやコンサートが行えるホールと美しい庭をもち、今日でも地域の人々に愛され使われている。

現

代に戻ると、最も困難を抱える人々にとって、建物、住宅と人との幸せな関係づくりのための支援が求められている。これに呼応してホームレスの人々の自立支援を実践する立場から示唆に富む本が出された。奥田知志他『生活困窮者への伴走型支援』(明石書店/2014年)、佐藤幹夫監修、的場由木編著『生きづらさ』を支える本 対人援助の実践的引き(言視舎/2014年)だ。こうした伴走型支援や対人援助を住居管理に埋め込むのか、それを居住支援というのか、あるいは住宅管理と別に組み立てるか、早急にデザインする時期にある。

* Property Before People—The Management of Twentieth Century Council Houses—
ing(ALLEN & UNWIN, 1987)



『英国住宅物語
——ナショナルトラストの創始者
オクタヴィア・ヒル伝』
著者：E・モバリー・ベル
訳者：平弘明・松本茂
監修・解説：中島明子
発行：日本経済評論社/2001年
価格：¥2,800(本体)+税

中銀カプセルタワービル 45年後のメタボリズム

なかぎん
いしまるあきこ「いしまるあきこ」級建築士事務所

【すまじ再発見】

コ
ツコツコツ。朝、いつもの鳩がカプセルの上を歩く音で目を覚ますと、大きな丸窓が見える。そう、ここは中銀カプセルタワービル。

置き場は無く、全館空調と全館給湯でカプセル内は快適に保たれ、オアションで最先端の電子機器を付けることができ、世間の憧れの的だった「図1・2」。

45年目のカプセルライフ

2013年から1年ほどカプセルを借りて住み、その後はシェアオフィスとして使い続けている筆者が中をご案内しよう。10平米のカプセルに住むならば、まず、自身の荷物と向き合わないといけない。ユニットバスをクローゼット代わりにする人もいれば、収まらない荷物を部屋中に吊り下げる人もいる「図3」。



上—【図1】 外観。右側が13階建てのA棟、左側が11階建てのB棟。カプセルの丸窓がさまざまな方向を向いている。
下—【図2】 現在、最も保存状態が良いと言われるカプセル。オリジナルのベッドも残る。(p54-55写真・蔵プロダクション)

ため、卓上のIHクッキングヒーターで調理する人はいる。収納の一部がシンクになっているカプセルもあるし、改造してミニキッチンを付けた人もいる。

洗濯機置き場が無いためコインランドリーを使うが、最寄り徒歩20分ほど。不便だ。そんな中、ユニットバスにコンパクトな洗濯機を置き、乾燥機を使って洗濯物を干し、カプセル内で洗濯を完結している人もいる「図4」。

ストップした全館空調の代わりにエアコンを後付けしたところも多い。カプセル内の雨漏りと湿気はひどく、布や紙にカビが生え、金属は錆びる。筆者のカプセルでは、除湿乾燥機を24時間動かし、常時排水して快適さを保っている「図5」。

老

朽たて全館給湯は止まり、バスタブがあっても湯船につかることはできない。近くの銭湯に行く人もいるが、共用部に置かれたシャワーユニットを他の住人とシェアしている。換気のために玄関扉を開けている人も多く、廊下側に人の気配があふれる。

でる。エレベーターで会えば住人同士の手摺があり、「魚が安く手に入ったから、いまから飲まない？」と誘われて顔なじみのカプセルに遊びに行く。まるで、建物全体でシェアハウスをしているかのようだ。

カプセルは交換されていない

川紀章は25年に一度のカプセル交換を想定していたが、経済的な理由などから行われていない。黒川は賃貸向けとして設計したが、竣工後に建築主の中銀グループの意向で分譲マンションとして販売された。現在、中銀グループは、1階の店舗

黒

あり、他のカプセルにはそれぞれ所有者がいる。老朽化が進むなか、2007年に建て替えの決議が一度は通ったが、計画が頓挫し、建て替えは一旦白紙に戻った。

カプセルを途中階の一つだけ交換することは難しく、上下のいずれかから順々

に交換する必要がある。さまざまなかの所有者がいるなか、所有者負担のカプセル交換は難しいのだ。

なぜ、生きのびているのか

ここ数年、保存する＝建て替えを阻止するために、所有者の入れ替えによって保存派を増やす動きがある。有志の所有者らによる「中銀カプセルタワービル保存・再生プロジェクト」以下、保存再生P)では、中銀カプセルタワービルの現状について広く知ってもらうために、クラウドファンディングを通じて資金調達を行い、「中銀カプセルタワービル 銀座の白い箱舟」(青月社)を2015年10月に出版した(図6)。住人からその暮らしぶりを発信し、さらなる人のつながりが生まれ、保存再生に向けて動き続けている。

また、保存再生P)では、2015年から所有者とカプセルを買い手や借りたい人をつなぐ「カプセルバンク」を始め、保存派は2015年末の3割から、2016年末には4割まで増えている。「建物の区分所有等に関する法律」により、権利者の割合が2割を切らなければ建て替えは行われず、また、半数を超えれば大規模修繕もできる。

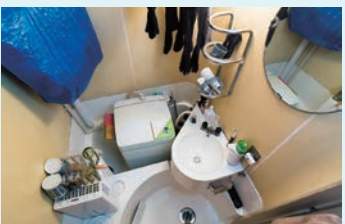
保

保存再生P)の代表・前田達之さんは、2010年に初めて購入したカプセルがホロボロだったことからセルフ・リノベーションを始め、2016年までに14戸まで買い進め、修繕しては使用している。前田さんが他の所有者のカプセルもリノベーションしたり、改修工事が入ることで、今まで使えなかったカプセルが再生され、賃貸にできればすぐに埋まる。

筆者は、複数の会員がひとりずつ使う



〔図3〕ユニットバス内をクローゼットにしている



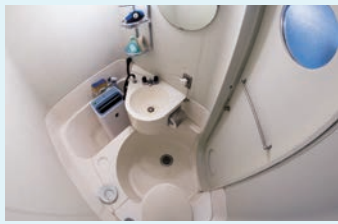
〔図4〕洗濯機、乾燥機を入れて、ユニットバス内で洗濯が完結する環境にしているカプセル



〔図7〕筆者のカプセル。オリジナルの棚が部分的に残りそれに合うような折りたたみ式の家具を組み合わせている



〔図8〕筆者。カプセルそのものを楽しめるように、置物は厳選している



〔図5〕筆者のカプセルのユニットバス。24時間稼働する除湿乾燥機を置き、バスタブで常時排水している



〔図6〕『中銀カプセルタワービル 銀座の白い箱舟』(青月社)には、さまざまなカプセルでの暮らしぶりが掲載されている

シニアオフィス「中銀カプセルタワービルB908プロジェクト」で、長く使い続ける仕組みを実践中だ(図7・8)。所有者だけではなく、現状の不完全なカプセルを受け入れ、うまく使いこなす人たちに

いしまるあきこ

1978年生まれ。いしまるあきこ 級建築士事務所主宰。古い建築が好きな「建てたがらない建築士」。建築事務所勤務後に緑があった、ラジオ・テレビ番組企画・制作、アーティストマネジメントなどの経験を活かし、セルフ・リノベーション、執筆、企画を通じて古い建築の活用・提案をしている。愛猫5匹と暮らしながら、猫が楽しく暮らせる和の住まい「ねこのいえ」をセルフ・リノベで少しずつ増やし、賃貸している。

よっても、ここは生き続けている。
2017年、カプセル交換はまだ起きていないけれど、人の動きによるメタボリズムは起きつつある。

編集委員

委員長

大月敏雄

〔東京大学教授〕

委員五十首題

いしまるあきこ

〔いしまるあきこ〕一級建築士事務所〕

太田浩史

〔一級建築士事務所スナープ〕

嶋田洋平

〔らいおん建築事務所〕

祐成保志

〔東京大学准教授〕

三浦研

〔京都大学教授〕

編集・制作

建築思潮研究所 帳章子

印刷・製本

慶昌堂印刷

表紙デザイン

佐藤らひろ

〔編集後記〕

●「セーフティネット」はよく耳にする言葉であるが、私は「安全網」という比喩に、一種のよそよそしさを感じる。なぜかといえば、綱渡りのように細いロープの上を転落せずに進むのが人生だ、という人間観が見え隠れするからだ。そして、落つこちる人はごく一部であり、そうした人の存在は社会の根幹に大した影響を与えない、という含みもありそうだ。この読みが私の思い過ごしていないとすれば、セーフティネットの構築は、多くの人々にとって、自分とは関わりのない、どこか遠くのお話として受け取られてしまうだろう。

●では、例えば「堤防」の比喩におきかえたらどうなるか。堤防は、人間の生活空間の外周を、途切れることなく取り囲むように築かれる。たとえ一か所でも

決壊すれば多くの人が影響を受けるので、メンテナンスには細心の注意が払われる。そして、堤防があることは、その内側で人間が自由に暮らすための基本的な条件である。どちらもありスクへの備えという点では同じなのだが、何をどう守るのが異なる。支援のモデルとして考えた場合、最大の違いは、安全網が人間を個人に分解してしまうのに対し、堤防は人間をコミュニティとして組織化するという点だろう。

●もちろん堤防が万能というわけではない。あまりに巨大な堤防は、技術への依存を生み出してしまいかもしれない。ともあれ、住まいと支援について語る言葉を改めて点検し、実態に合わなければ作り替えることも肝要かと思う。

〔祐成保志／本号責任編集〕

〔年2回刊〕
すまいるん

通巻100号
2017年2月25日発行

発行 一般財団法人住総研
発行人 連江紳一

〒156-0055 東京都世田谷区船橋4丁目29番8号
TEL: 03-3484-5778・5381 FAX: 03-3484-5794

E-mail: info@jusoken.or.jp
URL: http://www.jusoken.or.jp

定価=本体1,000円+税